

令和8年度

税 務 統 計

大 牟 田 市

目 次

I 総 括

1. 大牟田市の概要	5
2. 人口・世帯数等調	6
3. 令和8年度一般会計予算額（当初）	7
4. 令和7年度一般会計決算額	8
5. 一般会計決算額と市税	9
6. 令和7年度市税調定額・決算額の構成図	10
7. 過去7年度市税の税目別決算額	11～13
8. 市税の市民負担の状況調	14
9. 市税の徴収に要する経費に関する調	15

II 市 民 税

1. 市民税（個人・法人）の年度別調定額の推移	16
2. 市民税（個人）	
(1) 納税義務者数調（現年度分）	17
(2) 課税額調（現年度分）	18
(3) 業種別納税義務者数（現年度分）	18
(4) 業種別課税額（現年度分）	19
(5) 令和8年度課税標準額段階別調（現年度分）	19
3. 市民税（法人）	
(1) 納税義務者数調（現年度分）	20
(2) 課税額調（現年度分）	20
(3) 法人税割額 産業別調（決算調定額）	20

III 固定資産税

1. 固定資産税の年度別調定額の推移	21
2. 令和7年度固定資産税決算額構成図（現年度分）	21
3. 固定資産税納税義務者数調	22
4. 固定資産税決算額調（現年度分）	22
5. 土地・家屋の異動整理状況調	22
6. 令和8年度土地の構成図	23
(1) 評価総筆数 (2) 評価総地積 (3) 決定価格	
7. 土地に関する調	24
(1) 筆 数 (2) 地 積 (3) 決定価格	

8.	令和8年度地積・筆数調	25
9.	基準地価格調	25
10.	令和8年度宅地の用途地区別価格調	25
11.	令和8年度家屋の構成図	26
	(1) 棟数 (2) 床面積 (3) 決定価格	
12.	家屋に関する調	27
	(1) 棟数 (2) 床面積 (3) 決定価格	
13.	家屋の平均価格及び提示平均価格調	28
14.	家屋の増減調	28
15.	令和8年度家屋に関する調	29
16.	償却資産に関する調(決定価格)	29
17.	償却資産の構成図(令和8年度)	30
18.	償却資産の納税義務者数調	30
19.	令和8年度償却資産の段階別納税義務者数調	30
20.	国有資産等所在市町村交付金に関する調	31
21.	固定資産評価審査委員会の審査状況	31

IV 諸 税

1.	軽自動車税の年度別調定額の推移	32
2.	軽自動車税課税台数調(当初)	32
3.	軽自動車の新規登録及び廃車処理台数調	32
4.	軽自動車税に関する調(当初)	33
5.	市たばこ税の年度別調定額の推移	34
6.	市たばこ税に関する調	34
7.	入湯税に関する調	34
8.	都市計画税の年度別調定額の推移	35
9.	都市計画税決算額調(現年度分)	35
10.	令和8年度都市計画税に関する調	35

V 納 税

1. 市税の年度別収入状況(現年度定期分)	36
2. 督促状発付件数	37
3. 滞納処分状況	37～38
(1) 差押件数 (2) 参加差押件数 (3) 交付要求件数	
4. 換価処分等の状況	38
5. 滞納処分の執行停止の状況	39
6. 不納欠損の状況	39
8. 不納欠損処分の状況	39
9. 口座振替の加入状況(年度当初)	40
10. 還付の推移	41

VI そ の 他

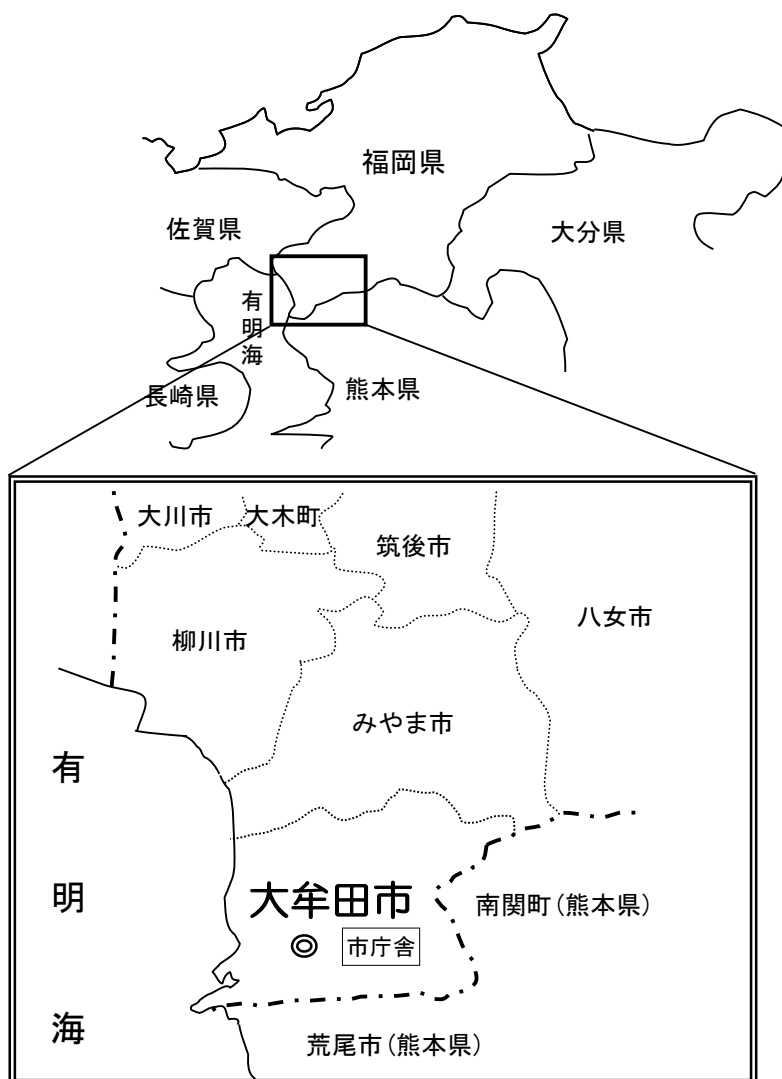
1. 税務証明の状況	42
(1) 発行数 (2) 手数料	
2. 県民税徴収委託金	43
3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)	44
・所得控除の種類と控除額(令和7年度分)	45
4. 大牟田市税率表	46～62
・市民税、個人所得割の税率表	63
・法人市民税均等割の税率表	63
5. 税務機構一覧	64

※ 税務統計を作成するにあたり、原則として四捨五入したため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致していません。

I 総 括

1. 大牟田市の概要

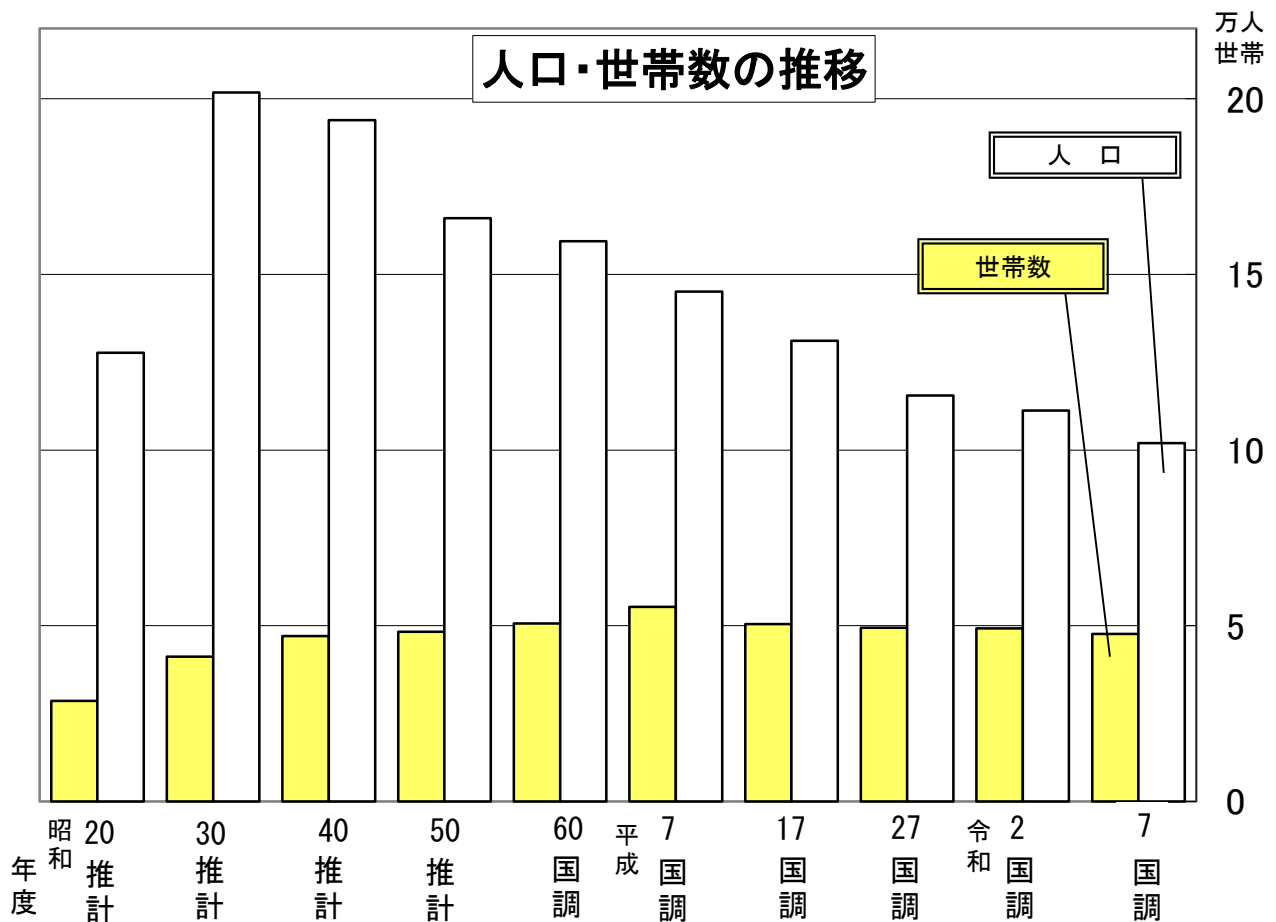
市 庁 舎 位 置	福岡県大牟田市有明町2丁目3番地（郵便番号 836－8666）		
市 制 施 行	大正6年3月1日 昭和 4年4月1日 三川町編入 昭和16年4月1日 銀水村、三池町、駛馬町、玉川村編入		
面 積	81.45 Km ²		
広 域 市 界	東西14.06Km 102,092人 54,510世帯	南北10.87Km (令和8年4月1日現在)	



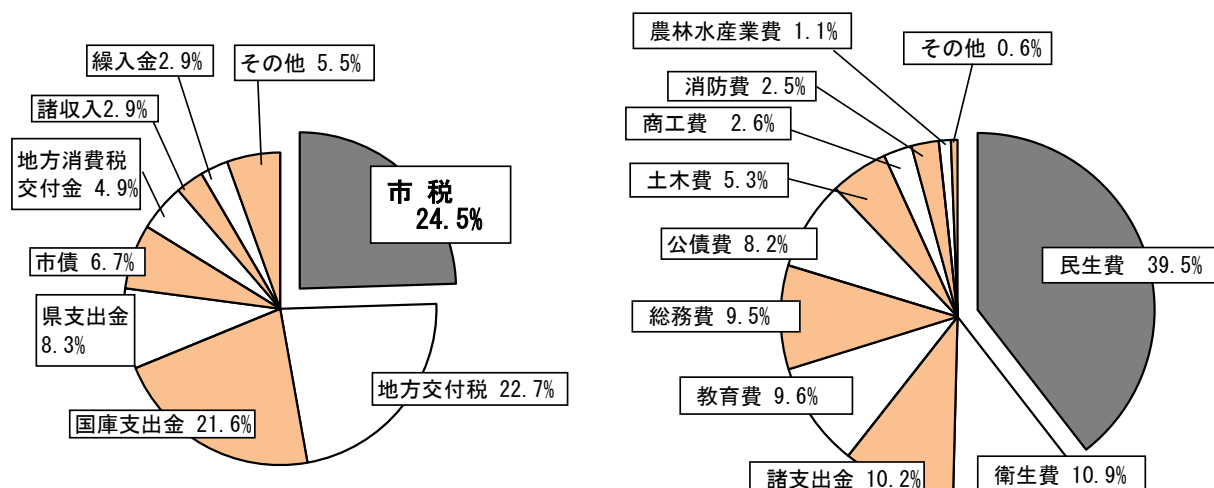
2. 人口・世帯数等調

年 度		3	4	5	6	7
区 分						
人 口 (人)	男	50,765	50,030	49,176	48,367	47,602
	女	58,640	57,603	56,577	55,392	54,490
	総 数	109,405	107,633	105,753	103,759	102,092
	増 減 数	109,405	-1,772	-1,880	-1,994	-1,667
世 帯 数	数	55,845	55,577	55,254	54,794	54,510
	増 減 数	55,845	-268	-323	-460	-284
面 積 K m ²		81.45	81.45	81.45	81.45	81.45
人口密度 (人) / K m ²		1,343	1,321	1,298	1,274	1,253
一世帯当たり人口 (人)		1.96	1.94	1.91	1.89	1.87

(注) : 人口は各年度末現在の住民基本台帳による

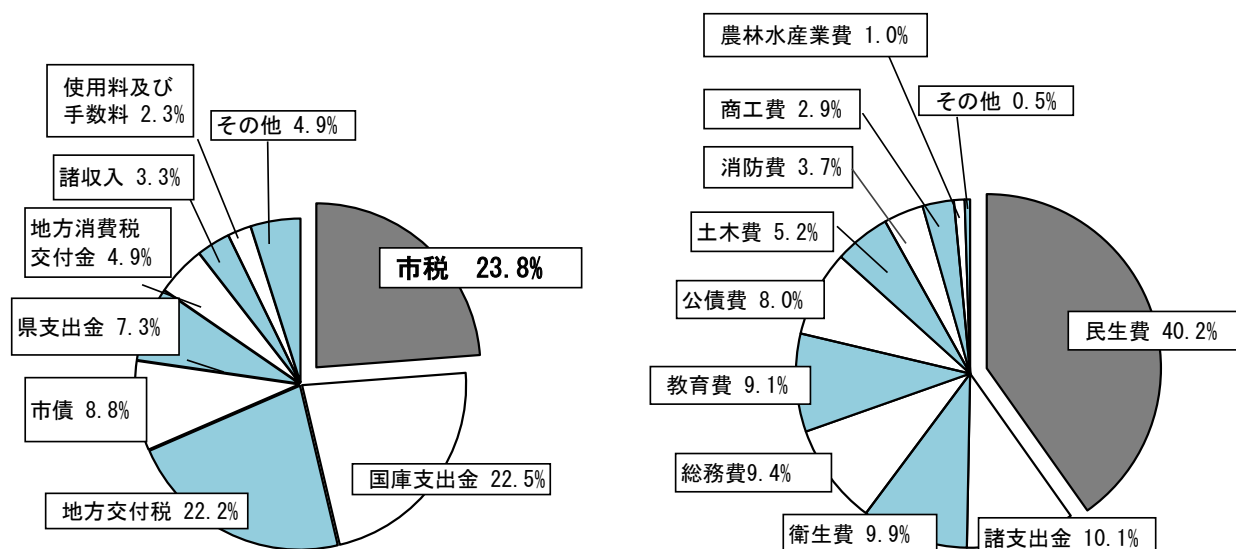


3. 令和8年度一般会計予算額（当初）



歳 入				歳 出			
款 別		予算額(千円)	構成比 (%)	款 別		予算額(千円)	構成比 (%)
1	市 税	15,282,050	24.5	1	議 会 費	367,086	0.6
2	地 方 譲 与 税	305,306	0.5	2	総 務 費	5,941,884	9.5
3	利 子 割 交 付 金	30,000	0.1	3	民 生 費	24,676,548	39.5
4	配 当 割 交 付 金	130,000	0.2	4	衛 生 費	6,793,959	10.9
5	株式等譲渡所得割交付金	150,000	0.2	5	農 林 水 産 業 費	691,564	1.1
6	法 人 事 業 税 交 付 金	350,000	0.6	6	商 工 費	1,626,204	2.6
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,050,000	4.9	7	土 木 費	3,323,381	5.3
8	ゴルフ場利用税交付金	10,000	0.0	8	消 防 費	1,524,902	2.5
9	環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0.1	9	教 育 費	5,978,721	9.6
10	地 方 特 例 交 付 金	80,001	0.1	10	災 害 復 旧 費	6,000	0.0
11	地 方 交 付 税	14,200,000	22.7	11	公 債 費	5,104,738	8.2
12	交通安全対策特別交付金	15,000	0.0	12	諸 支 出 金	6,395,013	10.2
13	分 担 金 及 び 負 担 金	133,989	0.2	13	予 備 費	10,000	0.0
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,451,076	2.3				
15	国 庫 支 出 金	13,460,533	21.6				
16	県 支 出 金	5,188,660	8.3				
17	財 産 収 入	286,983	0.5				
18	寄 付 金	306,449	0.5				
19	繰 入 金	1,837,334	2.9				
20	繰 越 金	100,000	0.2				
21	諸 収 入	1,838,619	2.9				
22	市 債	4,174,000	6.7				
歳 入 合 計		62,440,000	100.0	歳 出 合 計		62,440,000	100.0

4. 令和7年度一般会計決算額

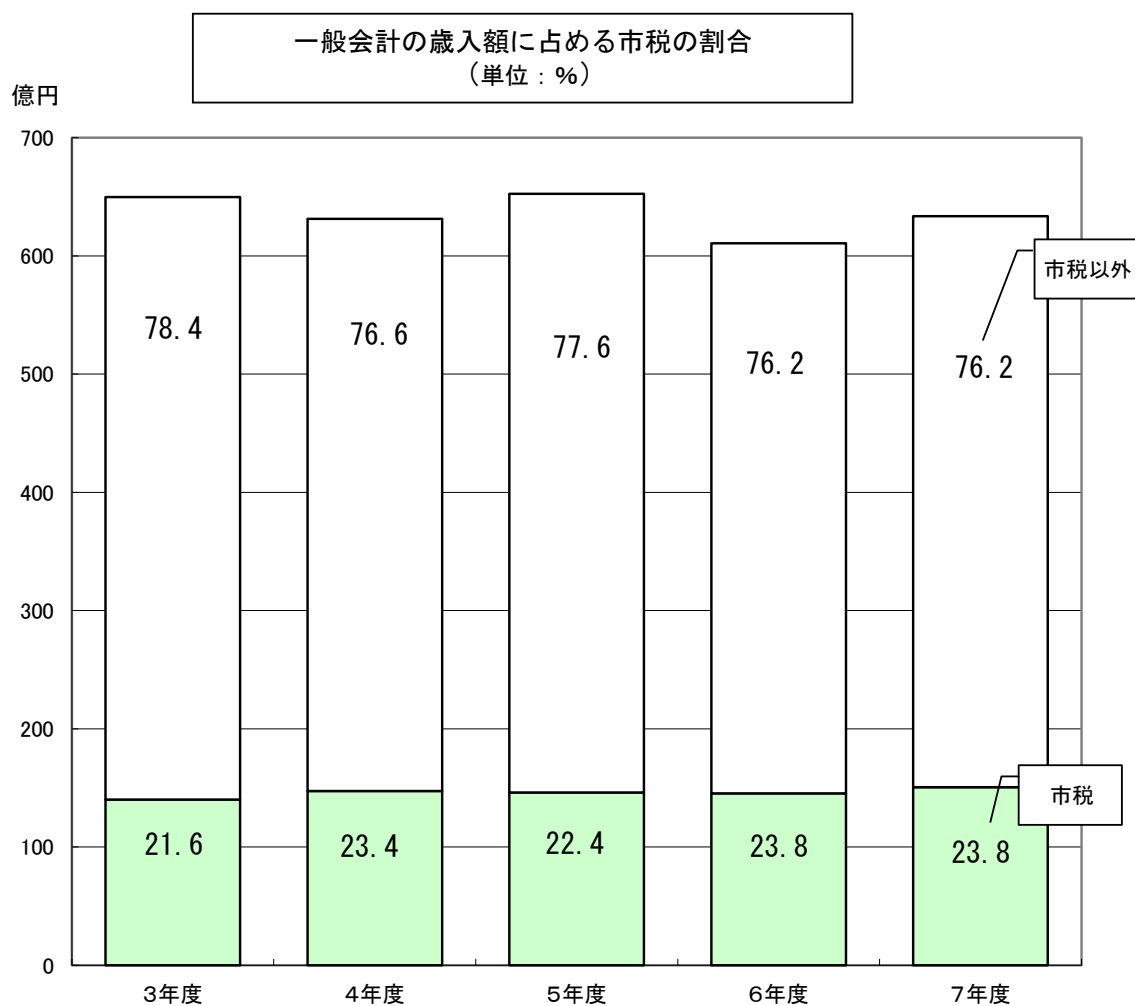


歳 入				歳 出			
款 別		決算額(千円)	構成比(%)	款 別		決算額(千円)	構成比(%)
1	市 税	15,068,225	23.8	1	議 会 費	306,041	0.5
2	地 方 譲 与 税	311,769	0.5	2	総 務 費	5,906,443	9.4
3	利 子 割 交 付 金	19,369	0.0	3	民 生 費	25,347,921	40.2
4	配 当 割 交 付 金	84,843	0.2	4	衛 生 費	6,209,855	9.9
5	株式等譲渡所得割交付金	143,105	0.2	5	農 林 水 産 業 費	615,807	1.0
6	法 人 事 業 税 交 付 金	319,372	0.5	6	商 工 費	1,805,359	2.9
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,091,962	4.9	7	土 木 費	3,262,574	5.2
8	ゴルフ場利用税交付金	9,556	0.0	8	消 防 費	2,335,317	3.7
9	環 境 性 能 割 交 付 金	57,729	0.1	9	教 育 費	5,750,100	9.1
10	地 方 特 例 交 付 金	81,181	0.1	10	災 害 復 旧 費	17,299	0.0
11	地 方 交 付 税	14,028,198	22.2	11	公 債 費	5,050,687	8.0
12	交通安全対策特別交付金	13,459	0.0	12	諸 支 出 金	6,397,640	10.1
13	分 担 金 及 び 負 担 金	176,137	0.3	13	予 備 費	0	0.0
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,462,404	2.3				
15	国 庫 支 出 金	14,249,402	22.5				
16	県 支 出 金	4,635,230	7.3				
17	財 産 収 入	524,050	0.8				
18	寄 付 金	331,357	0.5				
19	繰 入 金	674,839	1.1				
20	繰 越 金	395,234	0.6				
21	諸 収 入	2,109,766	3.3				
22	市 債	5,564,600	8.8				
歳 入 合 計		63,351,787	100.0	歳 出 合 計		63,005,043	100.0

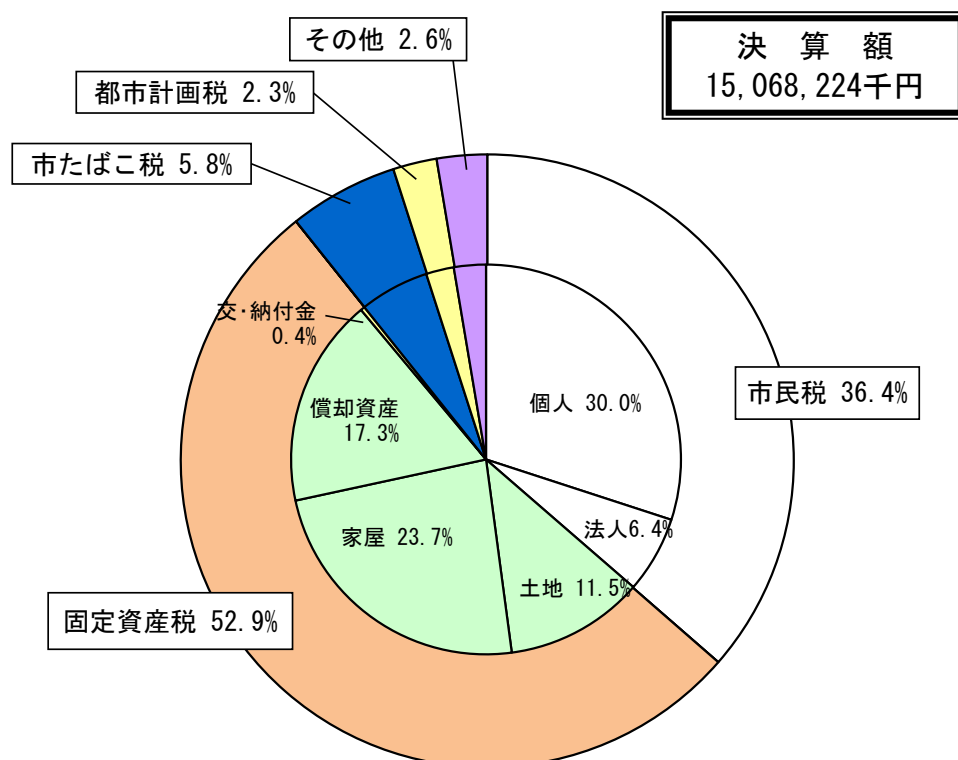
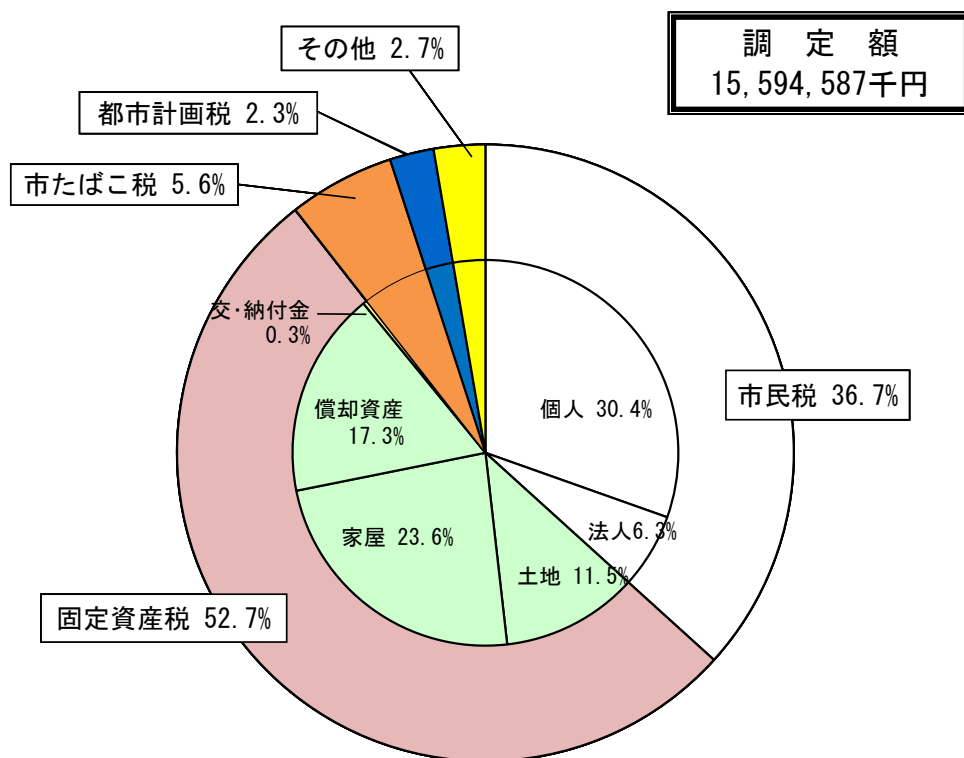
5. 一般会計決算額と市税

(単位：千円)

年 度		3	4	5	6	7
区 分	歳 入 (ア)	64,979,420	63,123,684	65,252,299	61,056,406	63,351,787
	歳 出 (イ)	64,064,385	62,315,006	64,822,135	60,661,172	63,005,043
市税	総 額 (ウ)	14,024,842	14,753,500	14,607,508	14,530,920	15,068,225
	前年比 %	99.3	105.2	99.0	99.5	103.7
(ウ)/(ア) %		21.6	23.4	22.4	23.8	23.8
基準財政	収入額	12,070,834	12,812,308	13,325,119	13,271,597	13,627,600
	需要額	23,955,290	24,247,889	24,753,243	25,140,515	25,930,669
財政力指数		0.504	0.528	0.538	0.528	0.526



6. 令和7年度市税調定額・決算額の構成図



7. 過去6年度市税の税目別決算額

年 度 税 目		2					3				
		調 定 額	収 入 額	収入率	伸び率	構成比	調 定 額	収 入 額	収入率	伸び率	構成比
		円	円	%	%	%	円	円	%	%	%
市 税		14,878,569,907	14,123,673,892	94.9	-1.2	100.0	14,668,951,119	14,024,842,205	95.6	-0.7	100.0
現 年 度 課 税		14,241,502,966	14,027,164,393	98.5	-1.2	99.3	13,971,589,606	13,857,263,767	99.2	-1.2	98.8
滞 納 繰 越		637,066,941	96,509,499	15.1	1.7	0.7	697,361,513	167,578,438	24.0	73.6	1.2
市 民 税		5,537,984,100	5,267,381,474	95.1	-3.0	37.3	5,494,545,140	5,241,920,238	95.4	-0.5	37.4
個 人		4,594,577,955	4,336,245,374	94.4	0.5	30.7	4,510,740,440	4,263,730,504	94.5	-1.7	30.4
	(現)	4,358,929,849	4,298,208,522	98.6	0.5		4,266,199,249	4,222,044,392	99.0	-1.8	
	(滞)	235,648,106	38,036,852	16.1	-2.5		244,541,191	41,686,112	17.0	9.6	
法 人		943,406,145	931,136,100	98.7	-16.4	6.6	983,804,700	978,189,734	99.4	5.1	7.0
	(現)	937,677,900	930,091,600	99.2	-16.4		972,684,700	971,556,634	99.9	4.5	
	(滞)	5,728,245	1,044,500	18.2	38.7		11,120,000	6,633,100	59.7	535.1	
固 定 資 産 税		7,809,984,767	7,373,924,074	94.4	-0.1	52.2	7,592,560,819	7,244,151,996	95.4	-1.8	51.7
土地・家屋		5,478,115,967	5,169,926,610	94.4	0.2	36.6	5,322,674,736	5,076,516,900	95.4	-1.8	36.2
	(現)土 地	1,806,165,600	1,773,632,699	98.2	-1.6		1,775,388,100	1,760,337,186	99.2	-0.7	
	家 屋	3,422,320,800	3,360,677,492	98.2	1.1		3,266,568,100	3,238,875,657	99.2	-3.6	
	(滞)土地家屋	249,629,567	35,616,419	14.3	4.9		280,718,536	77,304,057	27.5	117.0	
償 却		2,272,933,800	2,145,062,464	94.4	-0.7	15.2	2,210,974,683	2,108,723,696	95.4	-1.7	15.0
	(現)	2,169,359,600	2,130,284,799	98.2	-0.7		2,094,367,600	2,076,612,526	99.2	-2.5	
	(滞)	103,574,200	14,777,665	14.3	4.0		116,607,083	32,111,170	27.5	117.3	
交付金・納付金		58,935,000	58,935,000	100.0	0.0	0.4	58,911,400	58,911,400	100.0	0.0	0.4
軽 自 動 車 税		368,857,025	341,624,883	92.6	4.5	2.4	375,987,142	349,555,993	93.0	2.3	2.5
(現)		334,848,100	328,144,700	98.0	2.5		341,992,800	336,259,590	98.3	2.5	
	(滞)	25,079,125	4,550,383	18.1	-1.1		25,285,042	4,587,103	18.1	0.8	
環 境 性 能 割		8,929,800	8,929,800	100.0	332.5		8,709,300	8,709,300	100.0	-2.5	
市 た ば こ 税		798,831,287	798,831,287	100.0	-2.6	5.7	852,352,667	852,352,667	100.0	6.7	6.1
(現)		798,831,287	798,831,287	100.0	-2.6		852,352,667	852,352,667	100.0	6.7	
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(現)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市 計 画 税		361,903,598	340,903,044	94.2	0.0	2.4	351,901,761	335,257,721	95.3	-1.7	2.4
(現)		344,495,900	338,419,364	98.2	-0.1		332,812,100	330,000,825	99.2	-2.5	
	(滞)	17,407,698	2,483,680	14.3	3.3		19,089,661	5,256,896	27.5	111.7	
入 湯 税		1,009,130	1,009,130	100.0	8.8	0.0	1,603,590	1,603,590	100.0	58.9	0.0
(現)		1,009,130	1,009,130	100.0	8.8		1,603,590	1,603,590	100.0	58.9	
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 度 税 目		4					5				
		調 定 額	収 入 額	収 入 率	伸 び 率	構 成 比	調 定 額	収 入 額	収 入 率	伸 び 率	構 成 比
		円	円	%	%	%	円	円	%	%	%
市 税		15,350,813,940	14,753,499,848	96.1	5.2	100.0	15,165,250,794	14,607,507,670	96.3	-1.0	100.0
現 年 度 課 税		14,775,168,870	14,653,180,889	99.2	5.7	99.3	14,612,097,709	14,497,352,256	99.2	-1.1	99.2
滞 納 繰 越		575,645,070	100,318,959	17.4	-40.1	0.7	553,153,085	110,155,414	19.9	9.8	0.8
市 民 税		5,820,134,955	5,574,486,497	95.8	6.3	37.8	5,509,090,229	5,274,590,249	95.7	-5.4	36.1
個 人		4,799,860,289	4,561,056,022	95.0	7.0	30.9	4,632,966,838	4,403,787,049	95.1	-3.4	30.1
	(現)	4,577,083,171	4,519,453,855	98.7	7.0		4,405,501,640	4,357,979,214	98.9	-3.6	
	(滞)	222,777,118	41,602,167	18.7	-0.2		227,465,198	45,807,835	20.1	10.1	
法 人		1,020,274,666	1,013,430,475	99.3	3.6	6.9	876,123,391	870,803,200	99.4	-14.1	6.0
	(現)	1,014,687,400	1,011,903,375	99.7	4.2		869,976,900	869,230,600	99.9	-14.1	
	(滞)	5,587,266	1,527,100	27.3	-77.0		6,146,491	1,572,600	25.6	3.0	
固 定 資 産 税		7,868,003,313	7,555,192,029	96.0	4.3	51.2	7,979,659,736	7,692,714,029	96.4	1.8	52.7
土 地 ・ 家 屋		5,408,462,893	5,191,979,353	96.0	2.3	35.2	5,447,874,774	5,250,662,913	96.4	1.1	35.9
	(現)土 地	1,761,622,000	1,748,976,531	99.3	-0.6		1,754,161,800	1,740,728,833	99.2	-0.5	
	家 屋	3,432,621,400	3,407,980,981	99.3	5.2		3,498,114,000	3,471,326,250	99.2	1.9	
	(滞)土地家屋	214,219,493	35,021,841	16.3	-54.7		195,598,974	38,607,830	19.7	10.2	
償 却		2,406,580,320	2,310,252,576	96.0	9.6	15.7	2,478,850,662	2,389,116,816	96.4	3.4	16.4
	(現)	2,311,260,000	2,294,669,059	99.3	10.5		2,389,850,700	2,371,549,774	99.2	3.4	
	(滞)	95,320,320	15,583,517	16.3	-51.5		88,999,962	17,567,042	19.7	12.7	
交付金・納付金		52,960,100	52,960,100	100.0	-10.1	0.4	52,934,300	52,934,300	100.0	0.0	0.4
軽 自 動 車 税		389,148,217	365,089,275	93.8	4.4	2.5	394,980,105	372,131,770	94.2	1.9	2.5
(現)		353,614,400	348,365,000	98.5	3.6		360,374,300	355,066,408	98.5	1.9	
	(滞)	22,980,817	4,171,275	18.2	-9.1		21,484,105	3,943,662	18.4	-5.5	
環 境 性 能 割		12,553,000	12,553,000	100.0	44.1		13,121,700	13,121,700	100.0	4.5	
市 た ば こ 税		914,706,999	914,706,999	100.0	7.3	6.2	920,722,469	920,722,469	100.0	0.7	6.3
(現)		914,706,999	914,706,999	100.0	7.3		920,722,469	920,722,469	100.0	0.7	
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(現)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市 計 画 税		356,813,156	342,017,748	95.9	2.0	2.3	358,922,855	345,480,753	96.3	1.0	2.4
(現)		342,053,100	339,604,689	99.3	2.9		345,471,500	342,824,308	99.2	0.9	
	(滞)	14,760,056	2,413,059	16.3	-54.1		13,458,355	2,656,445	19.7	10.1	
入 湯 税		2,007,300	2,007,300	100.0	25.2	0.0	1,868,400	1,868,400	100.0	-6.9	0.0
(現)		2,007,300	2,007,300	100.0	25.2		1,868,400	1,868,400	100.0	-6.9	
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 度 税 目		6					7				
		調 定 額	収 入 額	収入率	伸び率	構成比	調 定 額	収 入 額	収入率	伸び率	構成比
		円	円	%	%	%	円	円	%	%	%
市 税		15,066,146,333	14,530,919,645	96.4	-0.5	100.0	15,594,587,468	15,068,224,752	96.6	3.7	100.0
現 年 度 課 税		14,542,487,982	14,418,528,952	99.1	-0.5	99.2	15,116,033,182	14,970,583,609	99.0	3.8	99.4
滞 納 繰 越		523,658,351	112,390,693	21.5	2.0	0.8	478,554,286	97,641,143	20.4	-13.1	0.6
市 民 税		5,313,663,321	5,084,624,062	95.7	-3.6	35.0	5,725,862,742	5,489,681,961	95.9	8.0	36.4
個 人		4,308,343,530	4,087,035,489	94.9	-7.2	28.1	4,744,675,324	4,517,613,021	95.2	10.5	30.0
	(現)	4,091,932,536	4,041,715,317	98.8	-7.3		4,537,280,555	4,477,113,483	98.7	10.8	
	(滞)	216,410,994	45,320,172	20.9	-1.1		207,394,769	40,499,538	19.5	-10.6	
法 人		1,005,319,791	997,588,573	99.2	14.6	6.9	981,187,418	972,068,940	99.1	-2.6	6.4
	(現)	1,000,122,200	996,601,148	99.6	14.7		973,876,600	970,066,940	99.6	-2.7	
	(滞)	5,197,591	987,425	19.0	-37.2		7,310,818	2,002,000	27.4	102.7	
固 定 資 産 税		8,090,647,912	7,818,825,562	96.6	1.6	53.9	8,221,097,803	7,963,960,230	96.9	1.9	52.9
土地・家屋		5,412,090,598	5,229,063,525	96.6	-0.4	36.0	5,445,146,008	5,305,528,732	97.4	1.5	35.2
	(現)土 地	1,739,005,500	1,725,110,866	99.2	-0.9		1,739,421,700	1,723,478,891	99.1	-0.1	
	家 屋	3,491,810,400	3,463,910,877	99.2	1.6		3,549,097,256	3,549,097,256	100.0	2.5	
	(滞)土地家屋	181,274,698	40,041,782	22.1	3.7		156,627,052	32,952,585	21.0	-17.7	
償 却		2,625,666,614	2,536,871,337	96.6	6.2	17.5	2,614,641,751	2,605,569,098	99.7	2.7	17.3
	(現)	2,537,721,500	2,517,445,134	99.2	6.2		2,537,721,500	2,589,385,934	102.0	2.9	
	(滞)	87,945,114	19,426,203	22.1	10.6		76,920,251	16,183,164	21.0	-16.7	
交付金・納付金		52,890,700	52,890,700	100.0	-0.1	0.4	52,862,400	52,890,700	100.1	0.0	0.4
軽 自 動 車 税		408,233,735	386,444,092	94.7	3.8	2.7	412,862,043	391,521,413	94.8	1.3	2.6
(現)		366,007,300	360,609,000	98.5	1.6		371,924,100	366,367,223	98.5	1.6	
	(滞)	20,221,335	3,829,992	18.9	-2.9		19,519,143	3,735,390	19.1	-2.5	
環 境 性 能 割		22,005,100	22,005,100	100.0	67.7		21,418,800	21,418,800	100.0	-2.7	
市 た ば こ 税		894,561,986	894,561,986	100.0	-2.8	6.1	868,208,807	868,208,807	100.0	-2.9	5.8
(現)		894,561,986	894,561,986	100.0	-2.8		868,208,807	868,208,807	100.0	-2.9	
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(現)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(滞)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市 計 画 税		356,507,119	343,931,683	96.5	-0.4	2.3	359,192,753	347,489,021	96.7	1.0	2.3
(現)		343,898,500	341,146,564	99.2	-0.5		348,410,500	345,220,555	99.1	1.2	
	(滞)	12,608,619	2,785,119	22.1	4.8		10,782,253	2,268,466	21.0	-18.6	
入 湯 税		2,532,260	2,532,260	100.0	35.5	0.0	7,363,320	7,363,320	100.0	190.8	0.0
(現)		2,532,260	2,532,260	100.0	35.5		7,363,320	7,363,320	100.0	190.8	
	(滞)	-	-	-	-		-	-	-	-	

8. 市税の市民負担の状況調

(単位：円)

年 度 区 分	3		4		5		6		7	
	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり
市 民 税	47,913	93,866	51,792	100,302	49,877	95,461	49,004	92,795	53,772	100,710
固 定 資 産 税	65,676	128,664	69,702	134,988	72,242	138,267	74,846	141,730	77,490	145,131
交 納 付 金	538	1,055	492	953	501	958	510	965	518	970
軽自動車税	3,195	6,259	3,392	6,569	3,519	6,735	3,724	7,053	3,835	7,183
市たばこ税	7,791	15,263	8,498	16,458	8,706	16,663	8,622	16,326	8,504	15,928
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都 市 計 画 税	3,064	6,003	3,178	6,154	3,267	6,253	3,315	6,277	3,404	6,375
入 湯 税	15	29	19	36	18	34	24	46	72	135
合 計	128,192	251,139	137,073	265,460	138,130	264,371	140,045	265,192	147,595	276,432
前 年 比 %	101.1	100.0	106.9	105.7	100.8	99.6	101.4	100.3	105.4	104.2

注：決算額による（滞納繰越分を含む）

人口、世帯は年度末による

9. 市税の徴収に要する経費に関する調

(単位：千円)

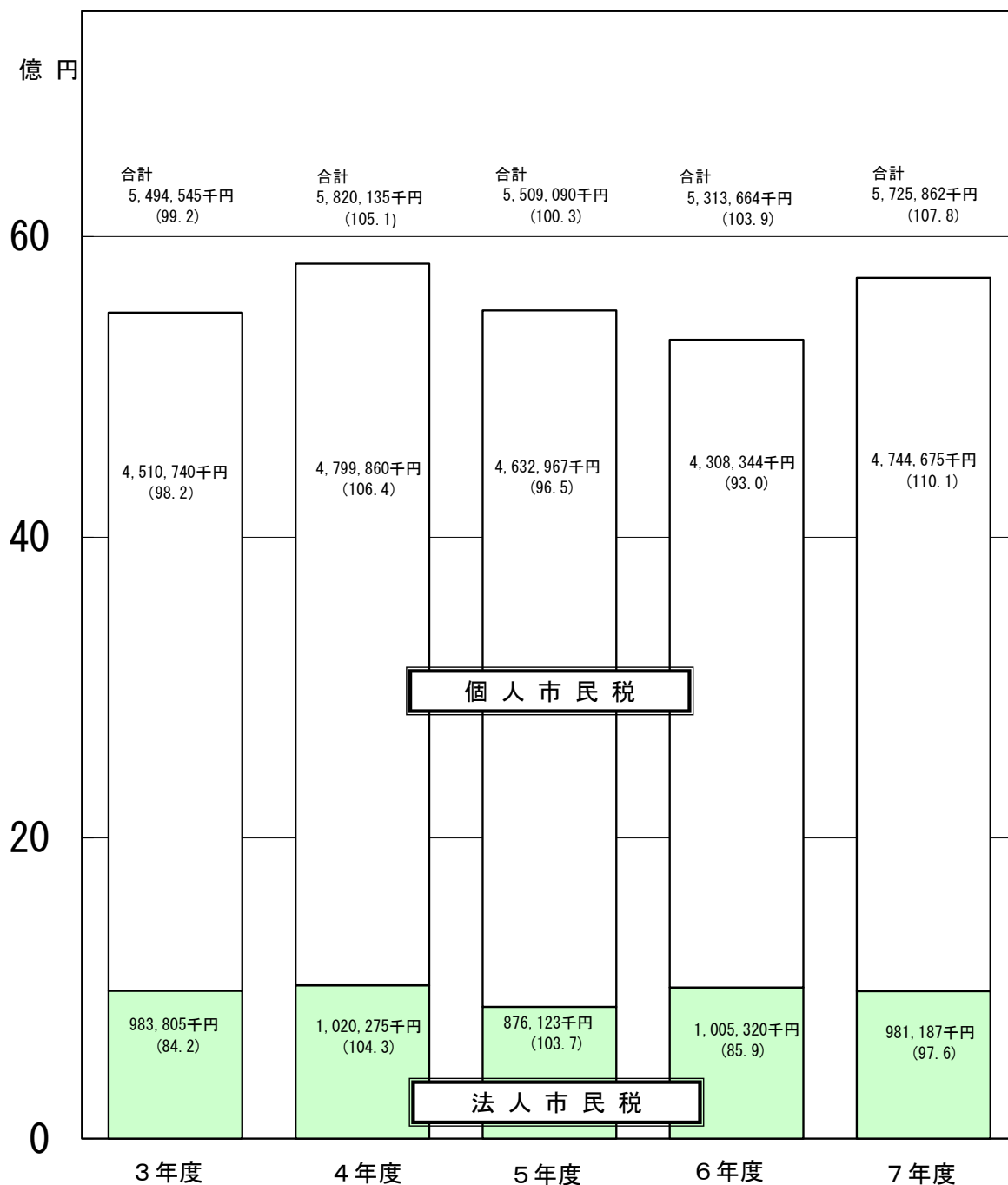
年 度			3	4	5	6	7	
区 分								
税 収 入 額			市 税 (ア)	14,024,842	14,753,500	14,607,508	14,530,920	15,068,225
			個人の県民税	2,825,512	3,023,551	2,918,898	2,700,640	2,986,357
			合 計 (イ)	16,850,354	17,777,051	17,526,406	17,231,560	18,054,582
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	171,086	175,083	173,237	179,240	181,414	
		超 過 勤 務 手 当	15,265	18,975	18,843	15,835	18,524	
		そ の 他 の 手 当	71,653	75,052	74,670	78,526	76,794	
		そ の 他	96,365	100,584	110,737	123,625	127,606	
		小 計	354,369	369,694	377,487	397,226	404,338	
	需 用 費	旅 費	12	34	18	189	132	
		そ の 他	70,838	112,233	78,589	58,160	96,517	
		小 計	70,850	112,267	78,607	58,349	96,649	
	報奨金及びこれに類する経費		12	12	12	12	13	
	そ の 他		4,683	5,646	7,513	10,653	13,106	
	合 計 (ウ)		429,914	487,619	463,619	466,240	514,106	
	県民税徴収 取 扱 費		納税義務者数を 基準にした金額	146,689	146,032	145,067	145,225	146,303
報償金の額に相 当する金額			0	0	0	0	0	
合 計 (エ)			146,689	146,032	145,067	145,225	146,303	
(ウ) - (エ) (オ)			283,225	341,587	318,552	321,015	367,803	
税収入額に対する	(ウ)／(イ) %	2.6	2.7	2.6	2.7	2.8		
徴 税 費 の 割 合	(オ)／(ア) %	2.0	2.3	2.2	2.2	2.4		
徴 税 職 員 数 (人)			50	52	51	53	52	

※ 徴税職員数は各年度末現在による

※ 県民税徴収取扱費の記載は、市町村税課税状況等の調によるもので、39ページの県民税徴収委託金のうち、調査票記載要領等において指定された項目のみ記載している。

Ⅱ 市 民 税

1. 市民税（個人・法人）の年度別調定額の推移



注：滞納繰越分を含む
 ()内は前年度比%

2.市 民 税（個 人）

（１）納税義務者数調（現年度分）

年 度 区 分		4		5		6		7		8	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
普 通 徴 収	均 等 割 の み の 者	3,039	6.3	2,957	6.2	5,013	10.4	3,012	6.2	2,808	5.9
	均等割・所得割の者	12,475	25.7	12,061	25.1	10,252	21.2	12,655	26.0	12,692	26.6
	計	15,514	32.0	15,018	31.2	15,265	31.6	15,667	32.2	15,500	32.5
	前 年 比 %	101.5		96.8		101.6		102.6		98.9	
特 別 徴 収	均 等 割 の み の 者	1,399	2.9	1,378	2.9	2,873	5.9	1,236	2.5	1,123	2.3
	均等割・所得割の者	31,592	65.1	31,681	65.9	30,187	62.5	31,802	65.3	31,176	65.2
	計	32,991	68.0	33,059	68.8	33,060	68.4	33,038	67.8	32,299	67.5
	前 年 比 %	99.4		100.2		100.0		99.9		97.7	
計	均 等 割 の み の 者	4,438	9.1	4,335	9.0	7,886	16.3	4,248	8.7	3,931	8.2
	均等割・所得割の者	44,067	90.9	43,742	91.0	40,439	83.7	44,457	91.3	43,868	91.8
	計	48,505	100.0	48,077	100.0	48,325	100.0	48,705	100.0	47,799	100.0
	前 年 比 %	100.1		99.1		100.5		100.8		98.1	
特別徴収義務者 （事業所数）		5,921		5,920		5,920		5,975		5,945	
前 年 比 %		99.5		100.0		100.0		100.9		99.5	

※ 当該年度の7月1日時点

(2) 課税額調 (現年度分)

年 度 区 分	4		5		6		7		8	
	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
普 均 等 割	54,300	1.2	52,530	1.2	45,783	1.1	46,979	1.0	46,499	1.0
通 所 得 割	1,079,831	23.9	831,436	19.2	835,760	20.7	907,875	20.2	932,692	20.0
徴 計	1,134,131	25.1	883,966	20.4	881,543	21.8	954,854	21.2	979,191	21.0
収 前 年 比 %	131.5		77.9		99.7		108.3		102.5	
特 均 等 割	115,467	2.6	115,740	2.7	99,192	2.5	99,133	2.3	96,898	2.1
別 所 得 割	3,266,689	72.3	3,330,395	76.9	3,057,667	75.7	3,439,809	76.5	3,596,481	76.9
徴 計	3,382,156	74.9	3,446,135	79.6	3,156,859	78.2	3,538,942	78.8	3,693,379	79.0
収 前 年 比 %	100.8		101.9		91.6		112.1		104.4	
均 等 割	169,767	3.8	168,270	3.9	144,975	3.6	146,112	3.3	143,397	3.1
計 所 得 割	4,346,520	96.2	4,161,831	96.1	3,893,427	96.4	4,347,684	96.7	4,529,173	96.9
計	4,516,287	100.0	4,330,101	100.0	4,038,402	100.0	4,493,796	100.0	4,672,570	100.0
前 年 比 %	107.1		95.9		93.3		111.3		104.0	

※ 当該年度の7月1日時点

(3) 業種別納税義務者数 (現年度分)

年 度 区 分	4		5		6		7		8	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
給 与 所 得 者	36,959	76.2	37,053	77.1	37,138	76.9	37,092	76.2	36,000	75.3
営 業 (等) 所 得 者	2,334	4.8	2,013	4.2	2,026	4.2	1,994	4.1	1,978	4.1
農 業 所 得 者	68	0.1	61	0.1	58	0.1	64	0.1	70	0.2
そ の 他 の 所 得 者	9,144	18.9	8,950	18.6	9,103	18.8	9,555	19.6	9,749	20.4
計	48,505	100.0	48,077	100.0	48,325	100.0	48,705	100.0	47,797	100.0
前 年 比 %	100.1		99.1		100.5		100.8		98.1	

※ 当該年度の7月1日時点

(4) 業種別課税額（現年度分）

年 度 区 分	4		5		6		7		8	
	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %
給 与 所 得 者	3,663,429	81.2	3,742,367	86.4	3,417,425	84.6	3,845,978	85.6	4,011,251	85.9
営 業（等）所 得 者	326,915	7.2	232,521	5.4	237,054	5.9	246,598	5.5	247,892	5.3
農 業 所 得 者	5,351	0.1	4,151	0.1	6,299	0.2	8,151	0.2	11,488	0.2
そ の 他 の 所 得 者	520,594	11.5	351,062	8.1	377,544	9.3	393,085	8.7	401,542	8.6
計	4,516,289	100.0	4,330,101	100.0	4,038,322	100.0	4,493,812	100.0	4,672,173	100.0
前 年 比 %	107.1		95.9		93.3		111.3		104.0	

※ 本表は、均等割と所得割の合計額を表示しています。

(5) 令和8年度 課税標準額段階別調（現年度分）

区 分 課 税 標 準 の 段 階	納 税 義 務 者 人	所得金額 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円	算出税額 千円	税額控除 千円	配当割額の 控除額 千円	株式等譲渡所 得割額の控除額 千円	定額による 特別控除額 千円	所得割額 千円
10万円以下の金額	1,622	1,813,211	1,237,853	575,358	19,638	2,473	96	290	0	16,779
10万円を超え 100万円以下	15,816	23,827,502	14,650,697	9,176,805	540,143	47,004	493	763	0	491,883
100万円を超え 200万円以下	13,367	34,606,034	15,127,743	19,478,291	1,163,535	84,722	730	428	0	1,077,655
200万円を超え 300万円以下	6,606	25,623,872	9,302,366	16,321,506	972,601	66,824	337	513	0	904,927
300万円を超え 400万円以下	3,076	15,987,729	5,282,680	10,705,049	638,642	37,116	383	578	0	600,565
400万円を超え 550万円以下	1,856	12,386,534	3,638,830	8,747,704	516,287	29,042	338	437	0	486,470
550万円を超え 700万円以下	537	4,502,511	1,111,129	3,391,382	200,697	11,836	512	442	0	187,907
700万円を超え 1000万円以下	492	5,173,452	1,064,021	4,109,431	245,494	19,187	143	8	0	226,156
1000万円を超える金額	495	11,227,168	1,167,841	10,059,327	595,815	53,149	1,143	5,083	0	536,440
計	43,867	135,148,013	52,583,160	82,564,853	4,892,852	351,353	4,175	8,542	0	4,528,782

※ 本表は、所得割（減免前）についての統計であり、均等割は含まれていません。

※ 税額控除の内訳は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、税額調整額。

（課税状況調）

（各年度の主な改正点）

※ H29年度より株式等に係る譲渡所得等の金額が細分化。

※ H31年度より本人の所得による配偶者（特別）控除の適用制限追加。

※ H31年度より配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得拡大。

※ R3年度より給与所得控除・公的年金等所得控除から基礎控除への振替。

※ R3年度より基礎控除の見直し。

※ R3年度より給与所得控除・公的年金等所得控除の見直し。

※ R3年度より非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し。

※ R3年度より未婚のひとり親に対する税制上の措置。

※ R3年度より所得金額調整控除の創設。

3.市 民 税 （法 人）

（１）納税義務者数調（現年度分）

年 度	3	4	5	6	7
納税義務者数	2,540	2,611	2,625	2,650	2,662

（２）課 税 額 調 （現年度分）

年 度 区 分	3		4		5		6		7	
	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %
均 等 割	332,928	34.2	354,671	35.0	330,427	38.0	342,656	34.3	337,033	34.6
法 人 税 割	639,756	65.8	660,016	65.0	539,549	62.0	657,466	65.7	636,844	65.4
計	972,684	100.0	1,014,687	100.0	869,976	100.0	1,000,122	100.0	973,877	100.0
前 年 比 %	103.7		104.3		85.7		115.0		97.4	

（課税状況調）

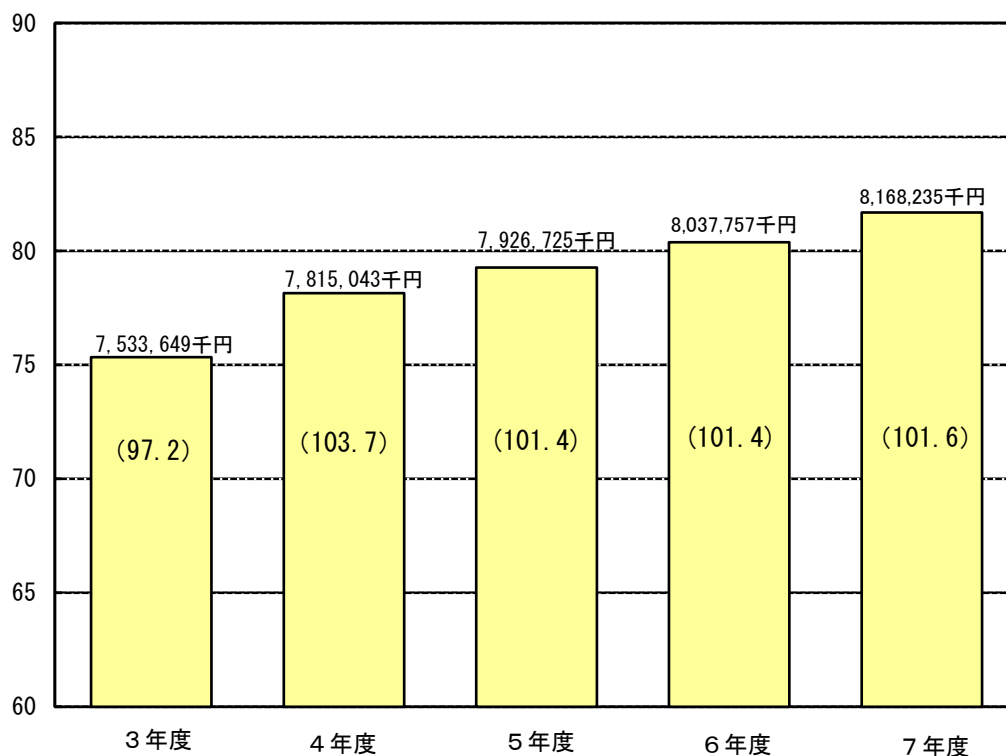
（３）法人税割額 産業別調（決算調定額）

年 度 区 分	3		4		5		6		7	
	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %	税 額 千円	構成比 %
農 業	111	0.0	311	0.0	327	0.1	353	0.1	138	0.0
鉱 業	1,597	0.2	3,361	0.5	2,450	0.4	2,440	0.4	14,599	2.3
建 設 業	70,269	11.0	63,580	9.6	70,230	13.0	87,136	13.2	78,573	12.3
製 造 業	206,640	32.3	235,255	35.6	168,125	31.1	190,270	28.9	174,488	27.4
電 気 ・ 熱 供 給 ガ ス ・ 水 道 業	55,041	8.6	34,006	5.2	22,675	4.2	27,965	4.3	16,887	2.7
運 輸 通 信 業	30,663	4.8	37,383	5.7	32,397	6.0	55,429	8.4	45,742	7.2
卸 売 ・ 小 売 業	113,175	17.7	116,037	17.6	117,968	21.9	131,540	20.0	125,689	19.7
金 融 ・ 保 険 業	45,401	7.1	47,029	7.1	15,537	2.9	51,394	7.8	70,370	11.0
不 動 産 業	25,387	4.0	21,475	3.3	22,627	4.2	21,070	3.2	18,880	3.0
サ ー ビ ス 業	91,472	14.3	101,579	15.4	87,213	16.2	89,869	13.7	91,478	14.4
計	639,756	100.0	660,016	100.0	539,549	100.0	657,466	100.0	636,844	100.0
前 年 比 %	105.6		103.2		81.7		121.9		96.9	

Ⅲ 固定資産税

1. 固定資産税の年度別調定額の推移

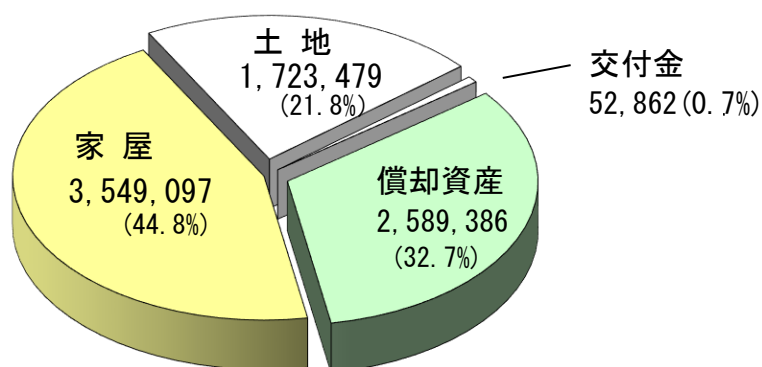
億円



注：滞納繰越分を含み、交付金を除く
() 内は前年度比%

2. 令和7年度固定資産税決算額構成図（現年度分）

単 位：千円



総額 7,914,824千円

3. 固定資産税 納税義務者数調

年度 区分	3	4	5	6	7
	人 員	人 員	人 員	人 員	人 員
土 地	33,574	33,500	33,495	33,384	33,346
家 屋	37,698	37,687	37,716	37,599	37,432
償 却 資 産	1,603	1,684	1,644	1,661	1,697
合 計	46,057	45,959	45,816	45,490	45,217
前年比 (%)	99.4	99.8	99.7	99.3	99.4

注：合計欄は、土地、家屋、償却資産の納税義務者数の合計ではなく、固定資産税の納税義務者実数を表す。

4. 固定資産税 決算額調（現年度分）

年度 区分	3		4		5		6		7	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
土 地	1,760,337,186	24.7	1,748,976,531	23.3	1,740,728,833	22.8	1,725,110,866	22.2	1,723,478,891	21.8
家 屋	3,238,875,657	45.4	3,407,980,981	45.4	3,471,326,250	45.5	3,463,910,877	44.6	3,549,097,256	44.8
償 却 資 産	2,076,612,526	29.1	2,294,669,059	30.6	2,371,549,774	31.1	2,517,445,134	32.4	2,589,385,934	32.7
小 計	7,075,825,369	99.2	7,451,626,571	99.3	7,583,604,857	99.3	7,706,466,877	99.3	7,861,962,081	99.3
交 付 金	58,911,400	0.8	52,960,100	0.7	52,934,300	0.7	52,890,700	0.7	52,862,400	0.7
合 計	7,134,736,769	100.0	7,504,586,671	100.0	7,636,539,157	100.0	7,759,357,577	100.0	7,914,824,481	100.0
前年比 (%)	97.4		105.2		101.8		101.6		102.0	

5. 土地・家屋の異動整理状況調

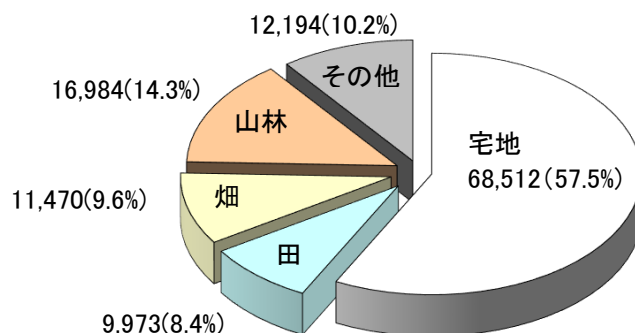
年度 区分	3	4	5	6	7
所有権移転	5,678 筆	5,594 筆	5,920 筆	5,982 筆	6,562 筆
分 合 筆	870	2,012	816	760	985
地 目 変 更	301	494	365	439	500
名義人変更	1,377	2,146	1,372	1,232	1,550
そ の 他					
計	8,226	10,246	8,473	8,413	9,597
新 築	378 棟	459 棟	333 棟	314 棟	299 棟
増 築	20	36	32	51	42
減 失	432	400	417	435	387
所有権移転	1,368	1,599	1,792	1,957	1,765
名義人変更	738	798	694	515	528
そ の 他					
計	2,936	3,292	3,268	3,272	3,021

注：平成27年度から、名義人変更（氏名変更・住所変更）とその他（所有権保存等）を合算。

6. 令和8年度土地の構成図

評価総筆数

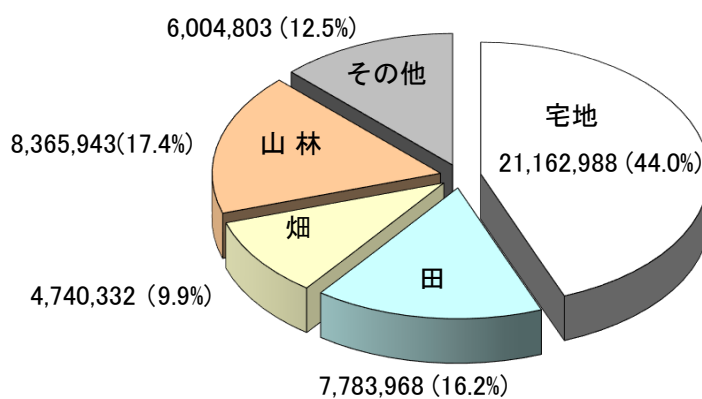
単位：筆



令和8年度総筆数
119,133筆

評価総地積

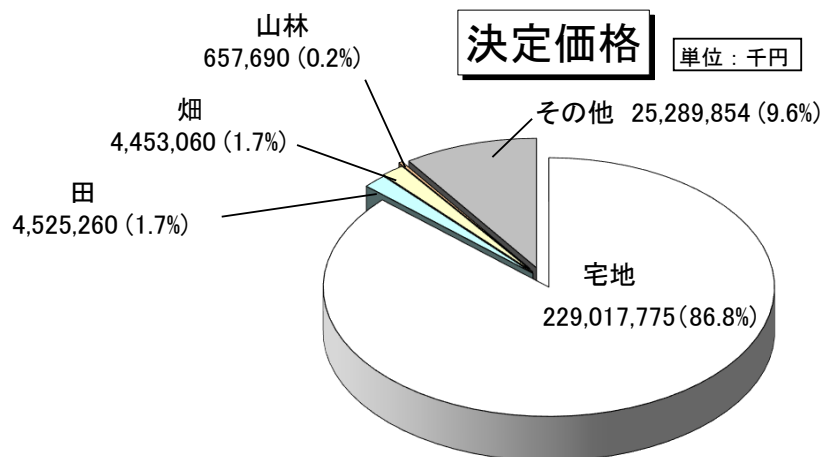
単位：㎡



令和8年度総地積
48,058,034㎡

決定価格

単位：千円



令和8年度総価格
263,943,639千円

7. 土地に関する調

(1) 筆 数

年度 地目	4		5		6		7		8	
	評価筆数 筆	構成比 %	評価筆数 筆	構成比 %	評価筆数 筆	構成比 %	評価筆数 筆	構成比 %	評価筆数 筆	構成比 %
田	10,182	8.5	10,090	8.5	10,052	8.4	10,011	8.4	9,973	8.4
畑	12,297	10.3	12,052	10.1	11,886	10.0	11,621	9.7	11,470	9.6
宅 地	68,761	57.6	68,457	57.5	68,672	57.6	68,751	57.6	68,512	57.5
鉱泉地	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
池 沼	191	0.2	191	0.2	189	0.2	190	0.2	189	0.2
山林	16,192	13.6	16,462	13.8	16,588	13.9	16,820	14.1	16,984	14.3
原野	1,082	0.9	1,088	0.9	1,078	0.9	1,084	0.9	1,059	0.9
雑種地	10,635	8.9	10,713	9.0	10,769	9.0	10,795	9.1	10,944	9.2
合 計	119,342	100.0	119,055	100.0	119,236	100.0	119,274	100.0	119,133	100.0
前年比 %	99.9		99.8		100.2		100.0		99.9	

(概要調書)

(2) 地 積

年度 地目	4		5		6		7		8	
	評価地積 ㎡	構成比 %	評価地積 ㎡	構成比 %	評価地積 ㎡	構成比 %	評価地積 ㎡	構成比 %	評価地積 ㎡	構成比 %
田	7,911,845	16.5	7,870,241	16.4	7,839,980	16.4	7,812,004	16.3	7,783,968	16.2
畑	5,002,773	10.4	4,937,866	10.3	4,858,373	10.1	4,766,667	9.9	4,740,332	9.9
宅 地	20,965,785	43.8	21,057,675	43.9	21,078,300	44.0	21,094,600	44.0	21,162,988	44.0
鉱泉地	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
池 沼	129,009	0.3	128,955	0.3	128,811	0.3	142,797	0.3	142,748	0.3
山林	8,019,227	16.7	8,113,096	16.9	8,184,690	17.1	8,282,217	17.3	8,365,943	17.4
原野	687,680	1.4	678,836	1.4	676,839	1.4	677,858	1.4	656,486	1.4
雑種地	5,196,946	10.8	5,173,765	10.8	5,168,923	10.8	5,176,864	10.8	5,205,567	10.8
合 計	47,913,267	100.0	47,960,436	100.0	47,935,918	100.0	47,953,009	100.0	48,058,034	100.0
前年比 %	99.9		100.1		99.9		100.0		100.2	

(概要調書)

(3) 決定価格

年度 地目	4		5		6		7		8	
	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %
田	5,268,127	2.0	5,159,481	1.9	4,638,845	1.8	4,582,336	1.7	4,525,260	1.7
畑	5,769,157	2.2	5,664,854	2.1	4,618,998	1.7	4,493,074	1.7	4,453,060	1.7
宅 地	229,358,802	86.2	228,618,242	86.3	229,154,075	86.8	229,025,802	86.8	229,017,775	86.8
鉱泉地	3,348	0.0	3,348	0.0	3,239	0.0	3,239	0.0	3,239	0.0
池 沼	59,769	0.0	59,420	0.0	61,365	0.0	67,090	0.0	67,028	0.0
山林	637,051	0.2	638,257	0.2	646,753	0.2	652,243	0.2	657,690	0.2
原野	34,574	0.0	33,913	0.0	33,707	0.0	33,968	0.0	29,022	0.0
雑種地	25,074,900	9.4	24,873,315	9.4	24,875,673	9.4	25,007,709	9.5	25,190,565	9.5
合 計	266,205,728	100.0	265,050,830	100.0	264,032,655	100.0	263,865,461	100.0	263,943,639	100.0
前年比 %	99.0		99.6		99.6		99.9		100.0	

(概要調書)

8. 令和8年度地積・筆数調

地 積		筆 数	
非課税地積 ㎡	評価地積 ㎡	非課税地筆数 筆	評価筆数 筆
13,975,609	48,058,034	39,952	119,133

(概要調書の実筆数)

9. 基準地価格調

区分	平成30年度 円	令和3年度 円	令和6年度 円	$\frac{R6}{R3}$	所 在
田	170,000	170,000	170,000	1.00	大字倉永
畑	63,700	63,700	63,700	1.00	大字勝立
宅地	46,300	46,100	45,900	0.99	不知火町1丁目
山林	25,600	25,600	25,600	1.00	大字今山

注：1. 宅地については下落修正後の路線価を示す。
2. 田・畑・山林については1,000㎡当たりを示す。

10. 令和8年度宅地の用途地区別価格調

(法定免税点以上のもの)

区 分 地 区 別		地 積 (イ) ㎡	決 定 価 格 (ロ) 千円	課税標準額 (ハ) 千円	単位当たり価格 (円/㎡)		最高価格地 の所在地
					平 均 価 格 (ロ) / (イ)	最 高 価 格	
商 業 地 区	繁 華 街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	1,333,975	27,380,176	15,361,432	20,525	45,900	不知火町1丁目
	計	1,333,975	27,380,176	15,361,432	20,525		
住 宅 地 区	併用住宅地区	2,086,407	33,971,448	14,976,884	16,282	30,432	本町3丁目
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	10,440,316	128,687,993	36,964,549	12,326	33,035	正山町
	計	12,526,723	162,659,441	51,941,433	12,984		
工 業 地 区	大工場地区	4,344,335	21,463,704	14,503,578	4,940	8,200	東泉町
	中小工場地区	940,237	6,104,350	3,994,621	6,492	14,841	健老町
	家内工業地区						
	計	5,284,572	27,568,054	18,498,199	5,216		
村 落 地 区	集 団 地 区						
	村 落 地 区	1,440,589	6,833,962	2,373,363	4,743	15,100	大字上内
	計	1,440,589	6,833,962	2,373,363	4,743		
観 光 地 区							
合 計		20,585,859	224,441,633	88,174,427	10,902		

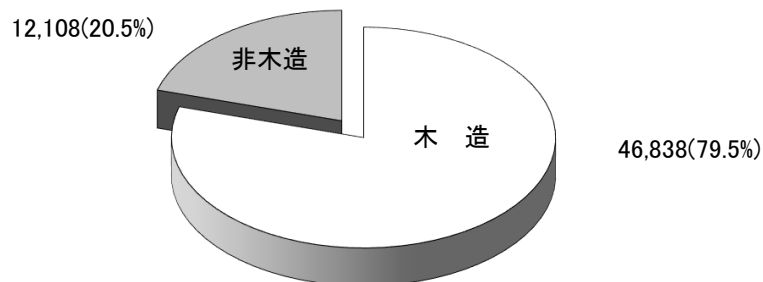
(概要調書)

11. 令和8年度家屋の構成図

(概要調書)

棟 数

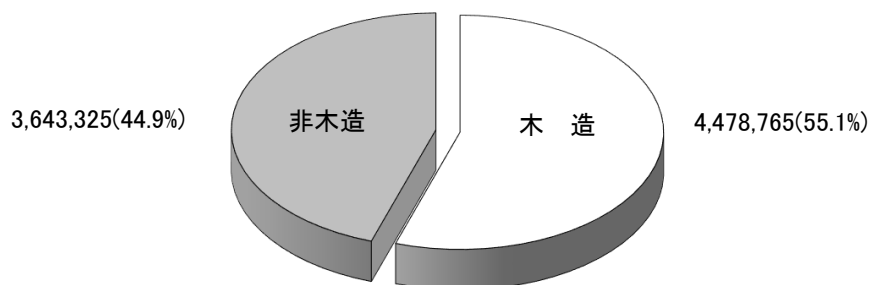
単位：棟



令和8年度総棟数
58,946棟

床面積

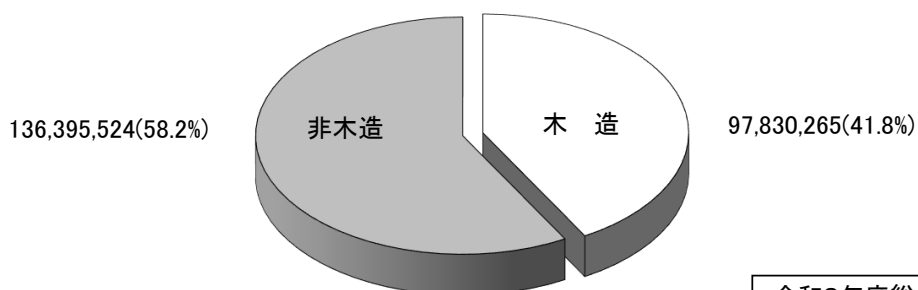
単位：㎡



令和8年度総床面積
8,122,090㎡

決定価格

単位：千円



令和8年度総価格
234,225,789千円

12. 家屋に関する調

(1) 棟 数

年 度 種 類	4		5		6		7		8	
	棟 数 棟	構成比 %	棟 数 棟	構成比 %	棟 数 棟	構成比 %	棟 数 棟	構成比 %	棟 数 棟	構成比 %
木 造	47,610	79.8	47,482	79.7	47,301	79.6	46,985	79.5	46,838	79.5
非 木 造	12,072	20.2	12,118	20.3	12,100	20.4	12,092	20.5	12,108	20.5
計	59,682	100.0	59,600	100.0	59,401	100.0	59,077	100.0	58,946	100.0
前 年 比 %	99.3		99.9		99.7		99.5		99.8	

(概要調書)

(2) 床 面 積

年 度 種 類	4		5		6		7		8	
	床 面 積 ㎡	構成比 %	床 面 積 ㎡	構成比 %	床 面 積 ㎡	構成比 %	床 面 積 ㎡	構成比 %	床 面 積 ㎡	構成比 %
木 造	4,484,167	55.4	4,489,279	55.3	4,487,379	55.2	4,481,042	55.1	4,478,765	55.1
非 木 造	3,615,214	44.6	3,624,891	44.7	3,644,941	44.8	3,651,211	44.9	3,643,325	44.9
計	8,099,381	100.0	8,114,170	100.0	8,132,320	100.0	8,132,253	100.0	8,122,090	100.0
前 年 比 %	99.9		100.2		100.2		100.0		99.9	

(概要調書)

(3) 決定価格

年 度 種 類	4		5		6		7		8	
	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %	決定価格 千円	構成比 %
木 造	90,273,580	40.5	93,154,639	41.0	93,240,543	41.1	95,632,291	41.3	97,830,265	41.8
非 木 造	132,445,091	59.5	134,151,035	59.0	133,520,657	58.9	135,807,620	58.7	136,395,524	58.2
計	222,718,671	100.0	227,305,674	100.0	226,761,200	100.0	231,439,911	100.0	234,225,789	100.0
前 年 比 %	102.6		102.1		99.8		102.1		101.2	

(概要調書)

１３．家屋の平均価格及び提示平均価格調

年 度		4	5	6	7	8
区 分	平均価格	20,132	20,750	20,778	21,342	21,843
	円					
木造価格	提示平均価格					
	円					
非木造家屋	平均価格	36,635	37,008	36,632	37,195	37,437
	円					
	提示平均価格					
	円					

(概要調書)

平均価格……全家屋の1㎡当たり価格

提示平均価格……総評価見込みにおける全家屋の1㎡当たり県提示価格

総務省による提示平均価格の算定がH31以降停止されているため、福岡県においても独自調査による総評価見込み額等の算定・報告を行わないことが了承された。

１４．家屋の増減調

年 度		4		5		6		7		8	
区 分		棟 数	床面積	棟 数	床面積	棟 数	床面積	棟 数	床面積	棟 数	床面積
		棟	㎡	棟	㎡	棟	㎡	棟	㎡	棟	㎡
増 加	木 造	349	38,258	351	38,258	269	40,341	239	30,856	240	27,237
(新築・増築)	非木造	104	47,854	90	47,854	85	28,204	71	25,122	68	11,219
計		453	86,112	441	86,112	354	68,545	310	55,978	308	38,456
減 少	木 造	725	53,850	470	53,850	446	35,192	564	37,133	411	29,611
(毀損・減失)	非木造	113	41,830	65	41,830	88	19,289	90	20,007	109	18,310
計		838	95,680	535	95,680	534	54,481	654	57,140	520	47,921
差 引	木 造	-376	-15,592	-119	-15,592	-177	5,149	-325	-6,277	-171	-2,374
増 減	非木造	-9	6,024	25	6,024	-3	8,915	-19	5,115	-41	-7,091
計		-385	-9,568	-94	-9,568	-180	14,064	-344	-1,162	-212	-9,465

(概要調書)

15. 令和8年度家屋に関する調

区 分		合 計	%
納税義務者数(人)		37,306	—
棟 数 (棟)	木 造	46,838	79.5
	非 木 造	12,108	20.5
	計	58,946	100.0
床 面 積 (㎡)	木 造	4,478,765	55.1
	非 木 造	3,643,325	44.9
	計	8,122,090	100.0
決 定 価 格 (千円)	木 造	97,830,265	41.8
	非 木 造	136,395,524	58.2
	計	234,225,789	100.0
㎡ 当 た り 価 格 (円)	木 造	21,843	
	非 木 造	37,437	
	平 均	28,838	

(概要調書)

(納税義務者数は、免税点以上のもの)

非課税家屋の棟数及び床面積	
棟 数	467 棟
床面積	300,684 ㎡

(概要調書)

16. 償却資産に関する調（決定価格）

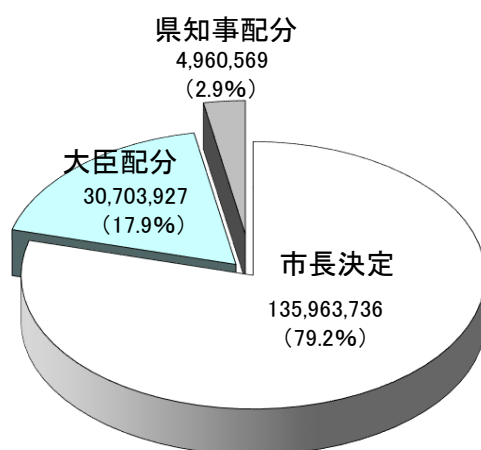
種 類 \ 年 度		4		5		6		7		8	
		決定価格 (千円)	構成 %	決定価格 (千円)	構成 %	決定価格 (千円)	構成 %	決定価格 (千円)	構成 %	決定価格 (千円)	構成 %
市長 決定	構 築 物	23,103,810	15.3	24,796,836	16.0	25,299,747	15.5	25,561,887	15.2	25,831,417	15.1
	機 械 及 び 装 置	80,651,899	53.6	83,208,583	53.8	91,552,797	55.9	95,077,619	56.7	99,066,953	57.7
	船 船	57,391	0.0	39,655	0.0	43,733	0.0	44,538	0.0	51,928	0.0
	車両及び運搬具	381,543	0.3	400,623	0.3	346,372	0.2	324,381	0.2	429,559	0.3
	工具器具及び備品	9,599,995	6.4	9,755,122	6.3	10,363,081	6.3	10,551,570	6.3	10,583,879	6.2
	小 計	113,794,638	75.6	118,200,819	76.4	127,605,730	78.0	131,559,995	78.4	135,963,736	79.2
法第 389条 関係	総務大臣配分	32,911,663	21.9	32,523,350	21.0	32,042,244	19.6	31,630,875	18.9	30,703,927	17.9
	県知事配分	3,842,445	2.6	3,999,665	2.6	3,987,528	2.4	4,543,518	2.7	4,960,569	2.9
	小 計	36,754,108	24.4	36,523,015	23.6	36,029,772	22.0	36,174,393	21.6	35,664,496	20.8
合 計		150,548,746	100.0	154,723,834	100.0	163,635,502	100.0	167,734,388	100.0	171,628,232	100.0
前年比(%)		104.5		102.8		105.8		102.5		102.3	

(概要調書)

17. 償却資産の構成図

令和8年度（決定価格）

単位：千円



決定価格総額
171,628,232千円

18. 償却資産の納税義務者数調 (免点以上)

年 度	3	4	5	6	7	8
納税義務者数 人	1,553	1,638	1,613	1,591	1,605	1,577

(概要調書)

19. 令和8年度償却資産の段階別納税義務者数調

区 分	150万円未満	150万円以上 300万円未満	300万円以上 1000万円未満	1000万円以上 2000万円未満	2000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 1億円未満	1億円以上	合 計
納税義務者数 人	1,986	404	641	183	72	150	127	3,563
課 税 標 準 額 千円	978,041	864,607	3,679,072	2,642,380	1,751,156	7,948,082	149,927,479	167,790,817

(概要調書)

20. 国有資産等所在市町村交付金に関する調

区分 年度	台 帳 価 格 千円	算定標準額 千円	税 率	交付金額 千円	団体数
3	11,277,244	4,207,975	1.4/100	58,911	4
4	10,217,930	3,782,882	1.4/100	52,960	4
5	10,212,765	3,781,037	1.4/100	52,934	4
6	10,213,739	3,777,925	1.4/100	52,891	4
7	10,209,020	3,775,907	1.4/100	52,862	4

(決算資料)

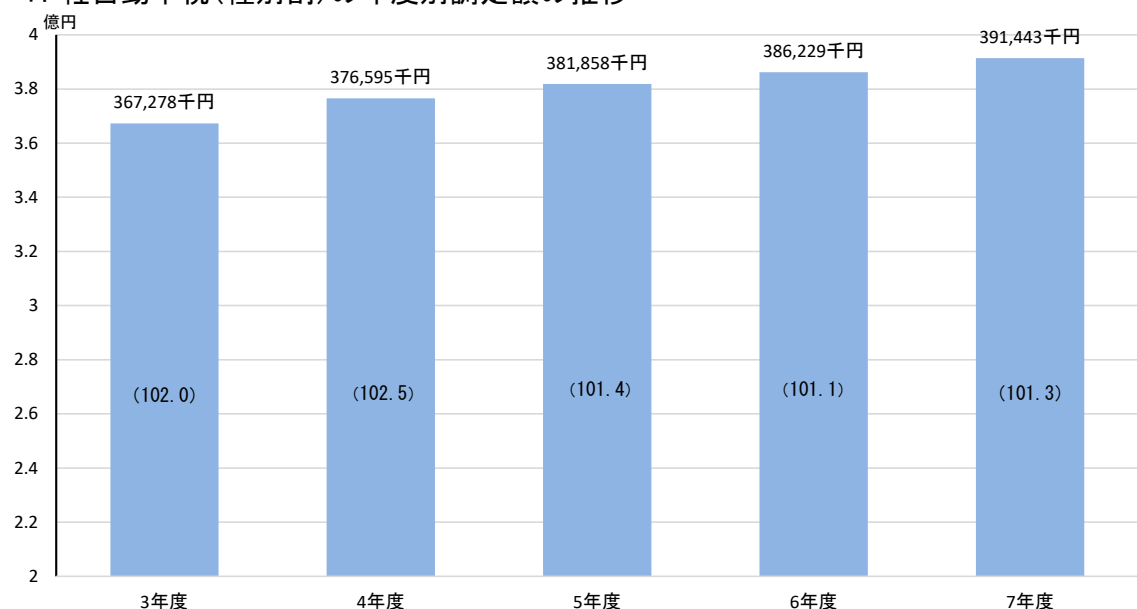
21. 固定資産評価審査委員会の審査状況

年度	縦覧期間中に おける人数（人）		資産別	審査の申出 受理件数	取下件数	決 定 区 分 件 数		
	縦覧	閲覧				認容 （一部含む）	棄 却	却下
3	7	872	土 地	0	0	0	0	0
			家 屋	0	0	0	0	0
			償却資産	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0
4	7	731	土 地	2	0	0	2	0
			家 屋	0	0	0	0	0
			償却資産	0	0	0	0	0
			計	2	0	0	2	0
5	11	767	土 地	0	0	0	0	0
			家 屋	0	0	0	0	0
			償却資産	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0
6	7	857	土 地	0	0	0	0	0
			家 屋	1	0	0	1	0
			償却資産	0	0	0	0	0
			計	1	0	0	1	0
7	0	876	土 地	0	0	0	0	0
			家 屋	0	0	0	0	0
			償却資産	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0
8	3	843	土 地	0	0	0	0	0
			家 屋	0	0	0	0	0
			償却資産	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0

※ 令和8年度分 令和8年8月1日現在

IV 諸 税

1. 軽自動車税（種別割）の年度別調定額の推移



注：滞納繰越分を含む。

() 内は前年度比%

2 (1) 軽自動車税（種別割）課税台数調（当初）

年度 区分	4	5	6	7	8
課税台数(台)	47,652	46,756	46,595	46,344	46,148
前年比(%)	99.9	98.1	99.7	99.5	99.6

2 (2) 軽自動車税（環境性能割）課税額

年度 区分	3	4	5	6	7
課税額(円)	8,709,300	12,553,000	13,121,700	22,005,100	21,418,800
前年比(%)	97.5	144.1	104.5	167.7	97.3

※R元.10～

3. 軽自動車等の新規登録及び廃車処理台数調

年度 区分	3	4	5	6	7
新規登録台数(台)	6,330	6,074	5,942	5,508	5,794
変更台数(台)	3,221	2,592	2,506	2,374	3,347
廃車台数(台)	6,544	6,153	6,077	6,220	6,458
計	16,095	14,819	14,525	14,102	15,599
前年比(%)	85.8	92.1	98.0	97.1	110.6

4. 軽自動車税（種別割）に関する調（当初）

年度 区分		4			5			6			7			8		
		課税数 台	調定額 千円	構成比 %	課税数 台	調定額 千円	構成比 %	課税数 台	調定額 千円	構成比 %	課税数 台	調定額 千円	構成比 %	課税数 台	調定額 千円	構成比 %
原動機付自転車	50cc以下	6,172	12,344	3.4	5,961	11,922	3.2	5,650	11,300	3.0	5,443	10,886	2.9	5,309	10,618	2.8
	51cc～90cc	379	758	0.2	369	738	0.2	393	786	0.2	380	760	0.2	376	752	0.2
	91cc～125cc	1,176	2,822	0.8	1,193	2,863	0.8	1,257	3,017	0.8	1,264	3,034	0.8	1,267	3,041	0.8
	125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	0.0
	計	7,727	15,924	4.4	7,523	15,523	4.3	7,300	15,103	4.1	7,087	14,680	3.9	6,953	14,413	3.8
軽自動車及び小型特殊自動車	軽二輪車	1,318	4,745	1.3	1,365	4,914	1.3	1,390	5,004	1.3	1,400	5,040	1.3	1,422	5,119	1.3
	三輪車	旧課税率	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		新税率適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		重課適用	3	14	0.0	3	14	0.0	3	14	0.0	3	14	0.0	3	0.0
		75%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		50%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		25%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	四輪乗用車(営)	旧課税率	4	22	0.0	2	11	0.0	3	17	0.0	3	17	0.0	4	22
		新税率適用	2	14	0.0	3	21	0.0	4	28	0.0	4	28	0.0	7	48
		重課適用	1	8	0.0	2	16	0.0	2	16	0.0	1	8	0.0	4	33
		75%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		50%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		25%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	四輪乗用車(自)	旧課税率	11,076	79,747	22.0	9,101	65,527	17.8	7,639	55,001	14.7	5,940	42,768	11.2	4,026	28,987
		新税率適用	11,889	128,401	35.5	12,982	140,206	38.1	14,319	154,645	41.4	15,625	168,750	44.3	16,850	181,980
		重課適用	6,898	88,984	24.6	7,015	90,494	24.6	7,113	91,758	24.6	7,412	95,615	25.1	8,022	103,484
		75%軽課適用	0	0	0.0	44	119	0.0	28	76	0.0	25	68	0.0	16	43
		50%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		25%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	四輪貨物車(営)	旧課税率	43	129	0.0	35	105	0.0	33	99	0.0	17	51	0.0	11	33
		新税率適用	62	236	0.1	73	277	0.1	78	296	0.1	101	384	0.1	110	418
		重課適用	42	189	0.1	41	185	0.1	44	198	0.1	47	212	0.1	50	225
		75%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	11	11	0.0	0	0	0.0	1	1
		50%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		25%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	四輪貨物車(自)	旧課税率	1,602	6,408	1.8	1,288	5,152	1.4	1,026	4,104	1.1	776	3,104	0.8	516	2,064
		新税率適用	2,223	11,115	3.1	2,471	12,355	3.4	2,740	13,700	3.6	3,001	15,005	3.9	3,201	16,005
		重課適用	2,385	14,310	4.0	2,353	14,118	3.8	2,340	14,040	3.7	2,344	14,064	3.7	2,358	14,148
		75%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	5	7	0.0	5	7	0.0	7	9
		50%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
		25%軽課適用	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	農耕作業用	416	998	0.3	411	986	0.3	408	979	0.3	400	960	0.3	399	958	0.3
	特殊作業用	151	891	0.2	152	897	0.2	158	932	0.2	157	926	0.2	169	997	0.3
	計	38,115	336,211	92.8	37,341	335,397	91.3	37,344	340,925	91.3	37,261	347,021	91.1	37,176	354,588	93.1
二輪の小型自動車		1,746	10,476	2.9	1,818	10,908	3.0	1,872	11,232	3.0	1,914	11,484	3.0	1,942	11,652	3.1
ミニカー		64	237	0.1	74	274	0.1	79	292	0.1	82	303	0.1	77	285	0.1
合計		47,652	362,848	100.0	46,756	362,102	98.6	46,595	367,552	98.5	46,344	373,488	98.0	46,148	380,938	100.0
前年比 %		99.9	103.4		98.1	99.8		99.7	101.5		99.5	101.6		99.6	102.0	

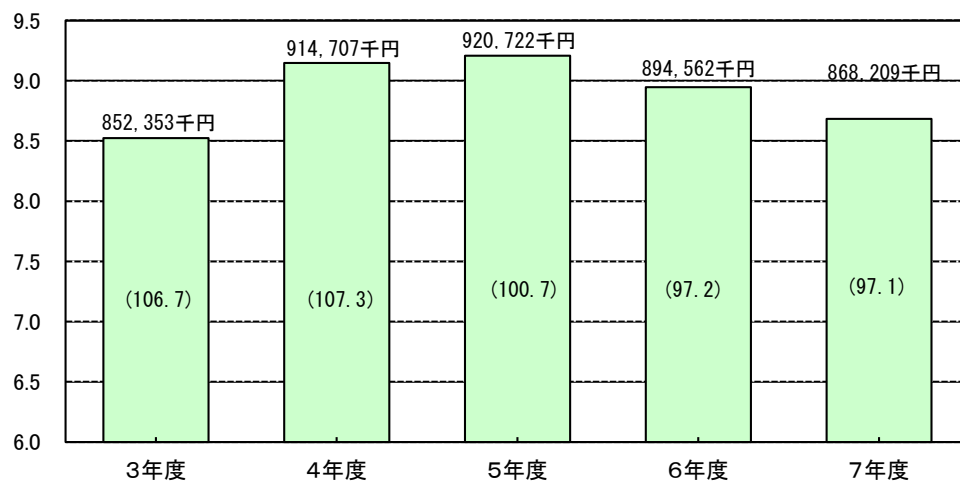
※三輪・四輪の軽自動車の税率区分について

H28年度から …… 「旧課税率」…初年度検査年月27.3.31以前で重課適用以外のもの
H28年度から …… 「新税率適用」…初年度検査年月27.4.1以後で軽課適用以外のもの
H28年度から …… 「重課適用」…初年度検査年月から13年超のもの
H28年度から …… 「75%軽課適用」…前年度に初年度検査を受けた電気・天然ガス自動車
H28、29年度 …… 「50%軽課適用」…前年度に初年度検査を受けたが「リン」車で、乗用R2燃費基準+20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成のもの
H28、29年度 …… 「25%軽課適用」…前年度に初年度検査を受けたが「リン」車で、乗用R2燃費基準達成、貨物H27燃費基準+15%達成のもの
H30年度から …… 「50%軽課適用」…前年度に初年度検査を受けたが「リン」車で、乗用R2燃費基準+30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成のもの
H30年度から …… 「25%軽課適用」…前年度に初年度検査を受けたが「リン」車で、乗用R2燃費基準達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成のもの
R4年度から …… 「50%軽課適用」…乗用（営業用）：前年度に初年度検査を受けたが「リン」車で、R2燃費基準達成+R12燃費基準90%達成のもの
R4年度から …… 「25%軽課適用」…乗用（営業用）：前年度に初年度検査を受けたが「リン」車で、R2燃費基準達成+R12燃費基準70%達成のもの

５．市たばこ税の年度別調定額の推移

億円

() 内は前年度比%



６．市たばこ税に関する調

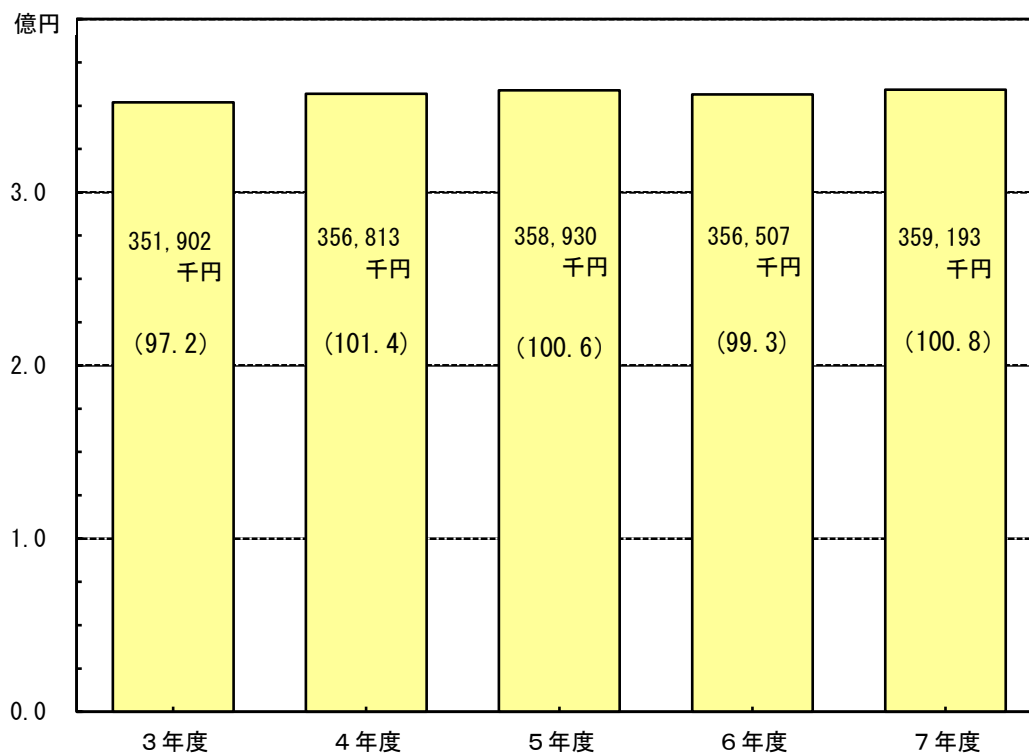
区分 年度	たばこ売渡し数 千本	前年比 %	課税標準 千本	税 率	税 額 千円	前年比 %	千本当たりの額 円
3	135,172	99.3	従量割 135,172	~R3. 9.30 6,122円/千本 R3. 10.1~ 6,552円/千本	852,353	106.7	6,306
4	139,607	103.3	従量割 139,607	6,552円/千本	914,707	107.3	6,552
5	140,525	100.7	従量割 140,525	6,552円/千本	920,722	100.7	6,552
6	136,533	97.2	従量割 136,533	6,552円/千本	894,562	97.2	6,552
7	132,511	97.1	従量割 132,511	6,552円/千本	868,209	97.1	6,552

７．入湯税に関する調

平成18年10月1日 条例施行

年度	施設数	課 税 標 準 (人)			調 定 額 (円)	前年比 (%)
		宿泊(150)	日帰り(70)	計		
3	2	10,650	87	10,737	1,603,590	158.9
4	2	13,382	0	13,382	2,007,300	125.2
5	2	12,456	0	12,456	1,868,400	93.1
6	2	9,612	0	9,612	2,532,260	135.5
7	2	8,458	87,066	95,524	7,363,320	290.8

8. 都市計画税の年度別調定額の推移



注：滞納繰越分を含む。 () 内は前年度比%

9. 都市計画税決算額調（現年度分）

区分 年度	土 地		家 屋		合 計	前年比
	税 額 円	構成比 %	税 額 円	構成比 %	税 額 円	
3	134,706,040	40.8	195,294,785	59.2	330,000,825	97.5
4	133,782,780	39.4	205,821,909	60.6	339,604,689	102.9
5	133,134,771	38.8	209,689,537	61.2	342,824,308	100.9
6	131,929,163	38.7	209,217,401	61.3	341,146,564	99.5
7	131,690,538	38.1	213,530,017	61.9	345,220,555	100.7

注：税率は 0.1/100

10. 令和8年度都市計画税に関する調

区 分		土 地	家 屋	計
課税面積	市街化区域 千㎡	26,496	—	26,496
	市街化調整区域	—	—	0
	そ の 他	—	—	0
課税標準額	市街化区域 千円	134,454,653	219,861,198	354,315,851
	市街化調整区域	—	—	0
	そ の 他	—	—	0
調 定 見 込 額 千円		134,455	219,861	354,316
納 税 義 務 者 数 人		31,035	34,739	41,147

(概要調査)

※納税義務者数の計欄は単純合計ではありません。

V 納 税

1. 市税の年度別収入状況（現年度定期分）

（単位：千円）

年 度	区 分 税 種	調定額	収入額	%	収 入 額 内 訳							
					納 期 内 納 付 額						納期後納付額	
					口座振替		一般納付		合 計			
					納付額	%	納付額	%	納付額	%	納付額	%
3	市 税	8,490,779	8,392,644	98.8	3,477,308	41.0	4,104,258	48.3	7,581,566	89.3	811,078	9.5
	市民税（普徴）	681,996	646,215	94.8	264,853	38.8	267,994	39.3	532,847	78.1	113,368	16.7
	固 資 ・ 都 計 税	7,466,803	7,410,182	99.2	3,179,876	42.6	3,580,945	47.9	6,760,821	90.5	649,361	8.7
	軽 自 動 車 税	341,980	336,247	98.3	32,579	9.5	255,319	74.7	287,898	84.2	48,349	14.1
	国民健康保険税（普徴）	1,680,635	1,585,159	94.3	823,792	49.0	500,112	29.8	1,323,904	78.8	261,255	15.5
4	市 税	9,155,519	9,057,039	98.9	3,864,435	42.2	4,314,928	47.1	8,179,363	89.3	877,676	9.6
	市民税（普徴）	958,054	910,794	95.1	307,575	32.1	459,333	48.0	766,908	80.1	143,886	15.0
	固 資 ・ 都 計 税	7,843,861	7,797,890	99.4	3,524,186	44.9	3,589,248	45.8	7,113,434	90.7	684,456	8.7
	軽 自 動 車 税	353,604	348,355	98.5	32,674	9.2	266,347	75.3	299,021	84.5	49,334	14.0
	国民健康保険税（普徴）	1,812,041	1,698,020	93.7	856,030	47.2	539,552	29.8	1,395,582	77.0	302,438	16.7
5	市 税	9,070,453	8,959,869	98.8	3,883,085	42.8	4,519,677	49.8	8,402,762	92.6	557,107	6.1
	市民税（普徴）	726,871	682,705	93.9	273,585	37.6	294,413	40.5	567,998	78.1	114,706	15.8
	固 資 ・ 都 計 税	7,983,208	7,922,098	99.2	3,576,989	44.8	3,950,279	49.5	7,527,267	94.3	394,830	4.9
	軽 自 動 車 税	360,374	355,066	98.5	32,511	9.0	274,986	76.3	307,497	85.3	47,570	13.2
	国民健康保険税（普徴）	1,568,400	1,473,016	93.9	771,132	49.1	457,656	29.2	1,228,788	78.3	244,227	15.6
6	市 税	9,216,735	9,108,570	98.8	3,822,089	41.5	4,715,101	51.2	8,537,190	92.6	571,380	6.2
	市民税（普徴）	745,714	698,478	93.7	244,837	32.8	338,034	45.3	582,871	78.2	115,607	15.5
	固 資 ・ 都 計 税	8,105,014	8,049,167	99.3	3,544,670	43.7	4,097,167	50.6	7,641,837	94.3	407,330	5.0
	軽 自 動 車 税	366,007	360,925	98.6	32,582	8.9	279,900	76.5	312,482	85.4	48,443	13.2
	国民健康保険税（普徴）	1,533,603	1,436,851	93.7	740,207	48.2	456,523	29.8	1,196,730	78.0	240,121	15.7
7	市 税	9,407,450	9,275,677	98.6	3,797,883	40.4	4,856,519	51.6	8,654,402	92.0	621,275	6.6
	市民税（普徴）	757,793	703,274	92.8	253,813	33.5	309,099	40.8	562,912	74.3	140,362	18.5
	固 資 ・ 都 計 税	8,277,761	8,205,686	99.1	3,511,618	42.4	4,260,165	51.5	7,771,783	93.9	433,903	5.2
	軽 自 動 車 税	371,896	366,717	98.6	32,452	8.7	287,255	77.2	319,707	86.0	47,010	12.6
	国民健康保険税（普徴）	1,530,861	1,425,005	93.1	713,922	46.5	462,771	30.2	1,176,693	76.9	248,312	16.2

2. 督促状発付件数

(単位：件)

税目 年度	市県民税 (普徴)	市県民税 (特徴)	法人市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
3	7,395	1,926	101	15,950	4,878
4	7,635	2,047	128	15,826	4,556
5	7,378	2,403	117	15,396	4,566
6	7,331	2,288	156	15,631	4,492
7	7,641	1,572	155	15,082	4,507

3. 滞納処分状況

(1) 差押件数

(単位：件)

年度	件数	内 訳		
		不動産	債権	動産
3	88 (43)	10	78	0
4	166 (86)	7	157	2
5	208 (95)	11	190	7
6	173 (71)	7	160	6
7	203 (114)	14	181	8

※ 件数の()内の数値は、国民健康保険税の課税があるもの

(2) 参加差押件数

(単位：件)

年度	件数	内 訳		
		不動産	債権	動産
3	4 (2)	4	0	0
4	9 (6)	9	0	0
5	4 (2)	4	0	0
6	3 (2)	3	0	0
7	0 (0)	0	0	0

※ 件数の()内の数値は、国民健康保険税の課税があるもの

(3) 交付要件件数

(単位：件)

年度	件数	内 訳			
		裁判所	税務署、県税事務所、市等	破産	その他
3	28 (4)	6	1	21	0
4	33 (15)	17	0	16	0
5	29 (8)	16	2	11	0
6	45 (5)	31	4	10	0
7	47 (12)	14	3	30	0

※ 件数の()内の数値は、国民健康保険税の課税があるもの

4. 換価処分等の状況

(単位：件、千円)

年度	区分	不動産・動産 の公売	給与等継続債 権の取立	預貯金等単発 債権の取立	交付要求に よる配当金	合計
3	回数	0	102	30	13	145
	金額	0	7,252	3,653	2,872	13,777
4	回数	2	193	67	7	269
	金額	24	16,238	9,346	1,522	27,130
5	回数	5	290	88	11	394
	金額	35	15,735	7,959	1,971	25,700
6	回数	3	277	52	12	344
	金額	762	15,390	4,123	1,262	21,537
7	回数	6	323	62	13	404
	金額	277	14,856	7,282	882	23,297

5. 滞納処分の実行停止の状況

(単位：件)

年度	件数	内 訳		
		第1号 (無財産)	第2号 (生活困窮)	第3号 (所在不明)
3	81	31	37	13
4	114	45	47	22
5	125	39	62	24
6	192	26	75	91
7	127	31	29	67

6. 不納欠損の状況

(単位：件、千円)

年度	区分	即時欠損		執行停止欠損		執行停止の内 時効欠損		時効欠損		合計	
		期別 件数	税額	期別 件数	税額	期別 件数	税額	期別 件数	税額	期別 件数	税額
3	市 税	0	0	206	3,859	224	7,930	4,406	56,132	4,836	67,921
	国保税	0	0	133	3,238	238	3,545	2,283	50,002	2,654	56,785
	計	0	0	339	7,097	462	11,475	6,689	106,134	7,490	124,706
4	市 税	6	611	169	10,561	187	1,353	2,955	32,097	3,317	44,622
	国保税	0	0	148	3,472	139	2,073	1,410	32,462	1,697	38,007
	計	6	611	317	14,033	326	3,426	4,365	64,559	5,014	82,629
5	市 税	0	0	235	3,344	299	1,925	2,608	30,632	3,142	35,901
	国保税	0	0	202	2,349	158	1,914	1,444	30,800	1,804	35,063
	計	0	0	437	5,693	457	3,839	4,052	61,432	4,946	70,964
6	市 税	0	0	141	22,909	492	4,651	2,520	29,539	3,153	57,099
	国保税	0	0	101	1,578	371	4,355	1,689	28,519	2,161	34,452
	計	0	0	242	24,487	863	9,006	4,209	58,058	5,314	91,551
7	市 税	0	0	422	3,282	440	19,802	2,145	24,413	3,007	47,497
	国保税	0	0	204	2,816	312	6,016	1,256	20,566	1,772	29,398
	計	0	0	626	6,098	752	25,818	3,401	44,979	4,779	76,895

9. 口座振替の加入状況（年度当初）

年 度		3	4	5	6	7
区 分						
市 県 民 税 (普 通 徴 収) R7 納 税 義 務 者 9,925人	加 入 率 %	30.5	29.7	29.6	27.9	28.4
	加 入 者 数 人	3,007	3,003	2,813	2,021	2,818
	前 年 比 %	95.6	99.9	93.7	71.8	100.2
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 R7 納 税 義 務 者 44,773人	加 入 率 %	56.3	55.9	55.2	54.5	52.9
	加 入 者 数 人	25,731	25,516	24,976	24,551	23,698
	前 年 比 %	99.7	99.2	97.9	98.3	94.9
軽 自 動 車 税 R7 納 税 義 務 者 46,334人	加 入 率 %	10.4	10.2	10.0	9.7	9.4
	加 入 者 数 人	4,903	4,795	4,653	4,518	4,369
	前 年 比 %	97.8	97.8	97.0	97.1	93.9
(普 通 徴 収) 国 民 健 康 保 険 税 R7 納 税 義 務 者 13,473人	加 入 率 %	43.2	42.9	48.5	48.3	45.8
	加 入 者 数 人	7,428	7,306	6,964	6,616	6,176
	前 年 比 %	101.8	98.4	95.3	95.0	88.7
合 計 R7 延べ 114,505人	加 入 率 %	34.3	34.0	34.0	33.5	32.4
	加 入 者 数 人	41,069	40,620	39,406	37,706	37,061
	前 年 比 %	99.5	98.9	96.0	95.7	98.3
延べ納税義務者数		119,682	119,583	115,841	112,556	114,505

軽自動車税を除く 集 計	加 入 率 %	49.7	49.3	50.3	50.3	48.0
	加 入 者 数 人	36,166	35,825	34,753	33,188	32,692
	前 年 比 %	99.8	98.8	97.0	92.6	98.5
	延べ納税義務者数 人	72,753	72,733	69,113	65,984	68,171

10. 還付の推移

区 分		5		6		7	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
歳入	市県民税	2,420	14,027,110	4,504	34,166,410	1,704	30,530,713
	(うち配当譲渡割)	0	0	0	0	0	0
	軽自動車税	24	183,000	49	381,800	37	378,400
	固定資産・都市計画税	83	10,157,800	197	10,130,600	105	3,705,200
	法人市民税	171	18,710,180	223	26,472,500	223	35,470,400
	国民健康保険税	843	11,390,400	1,654	14,451,346	695	12,564,300
	合 計	3,541	54,468,490	6,627	85,602,656	2,764	82,649,013
歳出	市県民税	529	15,634,524	450	19,278,634	493	15,691,138
	(うち配当譲渡割)	126	3,489,624	178	8,279,674	220	6,167,538
	軽自動車税	4	31,300	9	88,700	9	87,900
	固定資産・都市計画税	30	930,500	42	3,059,800	26	1,125,800
	法人市民税	242	38,437,800	211	21,984,400	199	20,344,400
	市税返還金	0	0	1	998,100	1	710,800
	国民健康保険税	253	7,955,250	227	9,775,200	194	7,016,000
	合 計	1,058	62,989,374	940	55,184,834	922	44,976,038

※「歳入」還付は、現年度に納付された市税が過誤納により過払いとなったときに、その過納額を歳入予算(税)から納税義務者に返金するもの。

※「歳出」還付は、過年度に納付された市税が現年度の税額更正等により過払いとなったときに、その過納額を現年度の歳出予算(償還金)から納税義務者に返金するもの。

Ⅵ その他

1. 税務証明の状況

(1) 発行数

年 度 区 分	3		4		5		6		7	
	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %
納税証明	1,679	108.7	2,193	130.6	1,936	88.3	1,786	92.3	2,329	130.4
所得課税証明	12,483 (847)	105.1	12,746 (1,514)	102.1	11,799 (2,409)	92.6	12,152 (2,420)	103.0	10,892 (2,474)	89.6
資産証明	3,728	87.5	3,599	96.5	3,784	105.1	3,831	101.2	3,659	95.5
課税台帳 閲覧	787	87.3	1,064	135.2	1,075	101.0	1,091	101.5	1,118	102.5
そ の 他	752	77.5	778	103.5	652	83.8	758	116.3	648	85.5
合 計	19,429	99.3	20,380	104.9	19,246	94.4	19,618	101.9	18,646	95.0

注：手数料無料扱い分を含む。

所得課税証明件数()はコンビニ交付件数(内数)

(2) 手数料

年 度 区 分	3		4		5		6		7	
	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %
納税証明	503,700	111.9	657,900	130.6	580,500	88.2	535,800	92.3	698,700	130.4
所得課税証明	3,544,750	106.4	3,569,900	100.7	3,296,850	92.4	3,419,000	103.7	3,008,900	88.0
資産証明	1,067,700	97.0	1,037,100	97.1	1,102,800	106.3	1,127,400	102.2	1,083,900	96.1
課税台帳 閲覧	235,500	95.2	319,200	135.5	322,500	101.0	327,300	101.5	335,100	102.4
そ の 他	582,700	90.1	619,200	106.3	523,600	84.6	543,300	103.8	509,900	93.9
合 計	5,934,350	102.7	6,203,300	104.5	5,826,250	93.9	5,952,800	102.2	5,636,500	94.7

2. 県 民 税 徴 収 委 託 金

年 度		3	4	5	6	7
区 分						
徴収金払込額に 対するもの	基 数 (円)	103,325	62,227	70,903	146,445	71,749
	7% 委託金 (円)	7,231	4,353	4,961	10,250	5,021
過誤納金還付額 に対するもの	基 数 (円)	9,660,533	12,679,676	12,039,600	11,287,360	10,077,000
	按分率 委託金 (円)	3,850,671	5,055,190	4,799,064	4,492,465	4,001,290
還付加算金に 対するもの	基 数 (円)	64,900	21,800	8,300	13,000	10,100
	按分率 委託金 (円)	25,867	8,688	3,306	5,177	4,019
納税義務者数に 対するもの	基 数 (人)	48,894	48,676	48,354	48,405	48,766
	一人当たりの額 委託金 (円)	146,682,000	146,028,000	145,062,000	145,215,000	146,298,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの	基 数 (円)	2,249,486	2,745,455	1,388,094	2,680,004	3,072,546
	基数 委託金 (円)	2,249,486	2,745,455	1,388,094	2,680,004	3,072,546
合 計	委託金 (円)	152,815,255	153,841,686	151,257,425	152,402,896	153,380,876
前 年 比	(%)	99.4	100.7	98.3	100.8	100.6

年 度	3	4	5	6	7
県民税特定按分率 (%) 対象年度：令和5年度以前分	39.86	39.87	39.86	39.79	39.80
県民税特定按分率 (%) 対象年度：令和6年度以降分	—	—	—	39.53	39.54
県民税確定按分率 (%) 対象年度：令和5年度以前分	39.856331697	39.864305260	39.861034847	39.787407730	39.797030532
県民税確定按分率 (%) 対象年度：令和6年度以前分	—	—	—	39.535551742	39.540237532
森林環境税特定案分率 (%)	—	—	—	0.64	0.65
森林環境税確定案分率 (%)	—	—	—	0.6330043	0.6452567
納税義務者一人当たりの額 円	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

※令和6年度から市県民税と併せて森林環境税（国税）も市で収納している。

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(令和8年度分)

税目	賦課期日	種 類	納 税 義 務 者	課 税 標 準	申告期限	納 期
市民税	1月1日	均 等 割 個 人 所 得 割	・ 1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・ 1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を 有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた 金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・ 普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から11月2日まで 第4期 1月1日から2月1日まで ・ 給与特別徴収 年12回(6月～5月) ・ 年金特別徴収 年6回(偶数月)
		均 等 割 法 人 法人税割	・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・ 市内に寮等を有する法人で市内に事務所 又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土 地 家 屋 償 却 資 産	当該固定資産の所有者 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価 格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の 価格	償却資産 1月31日	・ 普通徴収 第1期 5月1日から6月1日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 2月1日から3月1日まで
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	市内に定置場を有する当該軽自動車等の 所有者又は使用者	総排気量、定格出力、用途、その他 軽自動車等の諸元による。	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・ 普通徴収 5月1日から6月1日まで
軽自動車税(環境性能割)	取得時	三輪以上の 軽自動車	※令和8年3月31日をもって廃止 市内に定置場を有する 三輪以上の軽自動車の取得者	—取得価額×0～3%の税率 —(R3.3.31までは自家用乗用車について 1%軽減)— —取得価額が50万円以下の場合は、課税 されない。—		申告納付—
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは 消費者等に売渡しをし、又は消費等をする 製造たばこの製造者、特定販売業者及び 卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市計画税		土 地 ・ 家 屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定 課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱 泉 浴 場 へ の 入 湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における 入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)に おける入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額（令和8年度分）

種 類	控 除 額		
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1／10） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円	障害者控除	○障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…… ……………26万円 （特別障害者については……………30万円） ○控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合……………53万円
医療費控除	【原則】前年中に医療費を支払った場合 （支払った医療費－保険等により補てんされる金額）－ （総所得金額等の5％又は10万円のいずれか少ない方の金額）※限度額200万円 【特例】前年中に特定一般用医薬品等を購入した場合 支払った購入費－12,000円……………※限度額88,000円 ※【原則】と【特例】は、どちらか一方の選択制。	寡婦控除	納税義務者が寡婦であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………26万円
社会保険料控除	支払った額	ひとり親控除	納税義務者がひとり親であり、合計所得金額が500万円以下である場合には ……………30万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円
生命保険料控除	（1）支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 ①【新契約のみ】H24年1月1日以降の契約 支払った保険料が ア、12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、12,000円を超え32,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／2＋6,000円 ウ、32,000円を超え56,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／4＋14,000円 エ、56,000円を超える場合……………28,000円 ②【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア、15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、15,000円を超え40,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／2＋7,500円 ウ、40,000円を超え70,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／4＋17,500円 エ、70,000円を超える場合……………35,000円 ※①新契約と②旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 ……………①と②の合計（控除適用限度額は28,000円） （2）前年中に支払った保険料が個人年金保険の場合 （1）を参照 （3）前年中に支払った保険料が介護医療保険の場合 （1）①を参照 ※(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は70,000円	配偶者控除	○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 控除対象配偶者……………33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………38万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 控除対象配偶者……………22万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………26万円 ○納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 控除対象配偶者……………11万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………13万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
地震保険料控除	（1）支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円） （2）支払った長期損害保険料（H18以前締結）が ア、5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ、5,000円を超え15,000円以下の場合…………… ……………（支払った保険料の金額の合計額）×1／2＋2,500円 ウ、15,000円を超える場合……………10,000円 ※(1)と(2)の全体の控除適用限度額は25,000円	配偶者特別控除	①納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下である場合 ア、配偶者の前年の合計所得金額が100万円以下である場合……………33万円 イ、配偶者の前年の合計所得金額が100万円超130万円以下である場合 ……………38万円－前年の合計所得金額のうち93万1円を超える部分の金額 （注）当該を超える部分の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額 でないときは、当該金額に満たない5万円の整数倍の金額から3万円を控除し た金額のうち最も多い金額。 ウ、配偶者の前年の合計所得金額が130万円超133万円以下である場合 ……………3万円 ②納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額 の3分の2の金額を控除する。 ③納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1000万円以下である場合 上記の配偶者の前年の合計所得金額の区分ごとに、それぞれの控除額 の3分の1の金額を控除する。 （注）②③で求めた金額に1万円未満の端数があるときは、切り上げた金額。 ※納税義務者の前年の合計所得金額が1000万円を超える場合に、適用はない。
基礎控除	○前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合……………4.3万円 ○前年の合計所得金額が2,400万円を超え、2,450万円以下の場合 ……………2.9万円 ○前年の合計所得金額が2,450万円を超え、2,500万円以下の場合 ……………1.5万円 ※納税義務者の前年の合計所得金額が2500万円を超える場合に、 適用はない。	扶養控除	○控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう）1人に つき……………3.3万円 ただし、控除対象扶養親族が19～22歳の場合……………4.5万円 70歳以上の場合……………3.8万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者の いずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人につき…… ……………4.5万円
		特定親族 特別控除	①特定親族の前年の合計所得金額が9.5万円以下である場合……………4.5万円 ②特定親族の前年の合計所得金額が9.5万円超11.5万円以下である場合…… ……………6.3万円－〔（合計所得金額－8.4万1円）×2〕 ③特定親族の前年の合計所得金額が11.5万円超12.0万円以下である場合…… ……………6万円 ④特定親族の前年の合計所得金額が12.0万円超12.3万円以下である場合…… ……………3万円 ※特定親族の前年の合計所得金額が12.3万円を超える場合に、適用はない。

4. 大牟田市税率表

年 度				42	43	44	45	46	
税 目									
市 民 税	個 人	均等割	県	100円	100	100	100	100	
			市	400円	400	400	400	400	
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左	
			市						
	法 人	均 等 割		42. 6. 1以後に終了 する事業年度から	同左	同左	同左	同左	
				1号4, 000円 2号2, 000円					
	税	税	割	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	
				標準	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	$\frac{9.1}{100}$
					$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
					$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C		500円	月割廃止 500	500	500	500	
		9 0 C C		800	〃 800	800	800	800	
		1 2 5 C C		1, 000	〃 1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	
	軽 自 動 車	二 輪		1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	
		三 輪		2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	
		四 輪 貨 物 (自)							
	自 動 車	〃 (営)		2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	
		四 輪 乗 用 (自)							
		〃 (営)		4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	4, 500	
	農 耕 作 業 用	農 耕 作 業 用		1, 000	月割廃止 1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	
小 型 特 殊 (そ の 他)		3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000			
二 輪 の 小 型		2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500			
市 た ば こ 消 費 税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	
電 気 ガ ス 税		電気税		$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	
		ガス税							
鉱 産 税				$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	
				$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	
特別土地 保 有 税	土 地 に 対 し て			-	-	-	-	-	
	課 す る も の			-	-	-	-	-	
土 地 の 取 得 に 対 し て 課 す る も の				-	-	-	-	-	
都 市 計 画 税				-	-	-	-	-	

税 目				年 度		47	48	49		50	51
市 民 税	個 人	均等割	県	100	100	100		100	300		
			市	400	400	400		400	1,200		
	法 人	所得割	県	標準税率		同左		同左	同左		
			市			(税法改正)		同左			
	税 割	均 等 割	1号4,000円 2号2,000円		同左		同左		51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号 7,200円		
			<u>10.7</u> 100		<u>10.7</u> 100		<u>49.5.1以後に終了 する事業年度から</u> <u>14.5</u> 100		<u>14.5</u> 100		
			<u>9.1</u> 100		<u>9.1</u> 100		<u>12.1</u> 100		<u>12.1</u> 100		
固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100		<u>1.6</u> 100		<u>1.6</u> 100		<u>1.6</u> 100		
			<u>1.4</u> 100		<u>1.4</u> 100		<u>1.4</u> 100		<u>1.4</u> 100		
軽 自 動 車 税	原 付	50CC		500	500	500		500	650		
		90CC		800	800	800		800	1,000		
		125CC		1,000	1,000	1,000		1,000	1,300		
	自 動 車	二 輪	二 輪		1,500	1,500	1,500		1,500	月割廃止 2,000	
			三 輪		2,000	2,000	2,000		2,000	” 2,600	
			四輪貨物 (自)							3,300	
			” (営)		2,500	2,500	2,500		2,500	2,900	
			四輪乗用 (自)							5,900	
			” (営)		4,500	4,500	4,500		4,500	5,200	
			農 耕 作 業 用		1,000	1,000	1,000		1,000	1,300	
	税	小型特殊(その他)		3,000	3,000	3,000		3,000	3,900		
		二 輪 の 小 型		2,500	2,500	2,500		2,500	3,300		
	市 た ば こ 消 費 税				<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100		<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	
電 気 ガ ス 税			電気税	<u>7</u> 100	<u>7</u> 100	10月 より	<u>6</u> 100	50年 1月より	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	
				ガス税			10月 より	<u>3</u> 100	50年 1月より	<u>4</u> 100	6月 より
鉱 産 税				<u>1.1</u> 100		<u>1.1</u> 100		<u>1.1</u> 100		<u>1.1</u> 100	
				<u>1</u> 100		<u>1</u> 100		<u>1</u> 100		<u>1</u> 100	
特別土地 保有 税	土地に対して 課 する も の			-	-	<u>1.4</u> 100		<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100		
	土地の取得に対 して課するもの			-	-	<u>3</u> 100		<u>3</u> 100	<u>3</u> 100		
都 市 計 画 税				-	-	-		-	-		

52	53	54	55	56
300 1, 200	300 1, 200	300 1, 200	500 1, 500	500 1, 500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号 8,000円	53. 4. 1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号 8,000円 3号 80,000円	同左	同左	同左
$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	$\frac{14.5}{100}$	7月31日 まで $\frac{14.5}{100}$ $\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	$\frac{12.1}{100}$	8月1日 以降 $\frac{12.1}{100}$ $\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
650	650	700	700	700
1, 000	1, 000	1, 000	1, 100	1, 100
1, 300	1, 300	1, 300	1, 450	1, 450
2, 000	2, 000	2, 000	2, 200	2, 200
2, 600	2, 600	2, 600	2, 850	2, 850
3, 300	3, 300	3, 300	3, 650	月割廃止 3, 650
2, 900	2, 900	2, 900	2, 900	" 2, 900
5, 900	5, 900	5, 900	6, 500	" 6, 500
5, 200	5, 200	5, 200	5, 200	" 5, 200
1, 300	1, 300	1, 300	1, 450	1, 450
3, 900	3, 900	3, 900	4, 300	月割廃止 4, 300
3, 300	3, 300	3, 300	3, 650	" 3, 650
$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
-	-	-	$\frac{0.05}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
			制 限 税 率 $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

年 度				57	58	59
税 目				57	58	59
市	個 人	均等割	県 市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
		所得割	県 市	標準税率	同左	同左
	民 法 人 税	均 等 割	1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円	
		税 割	$\frac{14.7}{100}$ $\frac{12.3}{100}$	$\frac{14.7}{100}$ $\frac{12.3}{100}$	$\frac{14.7}{100}$ $\frac{12.3}{100}$	
固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$ $\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	5 0 C C	700	700	1,000	
		9 0 C C	1,100	1,100	1,200	
		1 2 5 C C	1,450	1,450	1,600	
	二 輪	二 輪	2,200	2,200	2,400	
		三 輪	2,850	2,850	3,100	
		四輪貨物 (自)	3,650	3,650	4,000	
		〃 (営)	2,900	2,900	3,000	
	四 輪 乗 用 (自)	四輪乗用 (自)	6,500	6,500	7,200	
		〃 (営)	5,200	5,200	5,500	
	農 耕 作 業 用	農 耕 作 業 用	1,450	1,450	1,600	
		小型特殊(その他)	4,300	4,300	4,700	
		二 輪 の 小 型	3,650	3,650	4,000	
市 た ば こ 消 費 税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電 気 ガ ス 税	電気税	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$		
	ガス税	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$		
鉱 産 税				$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$ $\frac{1}{100}$
特別土地保有税	土地に対して課するもの	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$		
	土地の取得に対して課するもの	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$		
都 市 計 画 税				$\frac{0.1}{100}$ $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.1}{100}$ $\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.1}{100}$ $\frac{0.3}{100}$

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
$\frac{18.1}{100}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割(4月まで)5月以降特例 $\frac{350}{1,100}$ $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	3月まで $\frac{14.3}{100}$ 従価割 4月から $\frac{1.997}{1,000}$ 従量割 従量割 特例 " 旧3級品 $\frac{640}{948}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	平成元年 4月1日廃止
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 年 度				2	3	4	5	6
市 民 税	個 人	均等割	県 市	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000	700 2,000
		所得割	県 市	標準税率	同左	同左	同左	同左
	法 人	均 等 割		1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号 400千円 4号 150千円 5号 120千円 6号 40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円
		税 割		$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
		標準 税率		$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
	固 定 資 産 税			$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
				$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽 自 動 車 税	原 付	50CC		1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000
		90CC		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		125CC		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		ミニカー		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	軽 自 動 車	二 輪		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		三 輪		3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
		四輪貨物(自)		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		"(営)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	自 動 車	四輪乗用(自)		7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
		"(営)		5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
		農 耕 作 業 用		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		小型特殊(その他)		4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
		二 輪 の 小 型		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	市 た ば こ 税 ※63年度までは 市たばこ消費税			従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$	従量割 $\frac{1.997}{1,000}$ " 旧3級品 $\frac{948}{1,000}$
鉦 産 税				$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
				$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
特別土地 保有税	土地に対して課するもの			$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
	土地の取得に対して課するもの			$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
都 市 計 画 税				$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
				$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 1.997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 1.997 1,000 " 旧3級品 948 1,000	従量割 2.434 1,000 " 旧3級品 1.155 1,000	従量割 2.434 1,000 " 旧3級品 1.155 1,000	4月まで 2.434 従量割 1,000 " 旧3級品 1.155 1,000 5月から 2.668 従量割 1,000 " 旧3級品 1.266 1,000
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	平成10年 4月1日廃止	
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$		
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税 目 \ 年 度				12	13	14	15	
市 民 税	個 人	均等割	県	1,000	1,000	1,000	1,000	
			市	2,500	2,500	2,500	2,500	
		所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	
		市						
	法 人	均 等 割	1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円		同左	同左	同左	
		税 割						
			標準税率					
	固 定 資 産 税				<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
					<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
					<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
軽自動車税	原 付	50CC	1,000	1,000	1,000	1,000		
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200		
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600		
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500		
	軽 自 動 車	二 輪	2,400	2,400	2,400	2,400		
		三 輪	3,100	3,100	3,100	3,100		
		四輪貨物（自）	4,000	4,000	4,000	4,000		
		〃（営）	3,000	3,000	3,000	3,000		
		四輪乗用（自）	7,200	7,200	7,200	7,200		
		〃（営）	5,500	5,500	5,500	5,500		
	農 耕 作 業 用				1,600	1,600	1,600	1,600
					4,700	4,700	4,700	4,700
					4,000	4,000	4,000	4,000
	市 た ば こ 税			従量割 2.668 1,000 〃 旧3級品 1.266 1,000	従量割 2.668 1,000 〃 旧3級品 1.266 1,000	従量割 2.668 1,000 〃 旧3級品 1.266 1,000	6月まで 2.668 7月から 2.977 従量割 1,000 従量割 1,000 〃 旧3級品 1.266 1.412 1,000 1,000	
	特別土地保有税	土地に対して課するもの	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	平成15年度から新たな課税は停止		
土地の取得に対して課するもの		<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100				
都 市 計 画 税				<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	
				<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	
入 湯 税				-	-	-	-	

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20. 4. 1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号 1,750千円 4号 150千円 9号 3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 1,412 1,000	6月まで 2,977 7月から 3,298 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 1,412 1,564 1,000 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 1,564 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				21	22	23			
市 民 税	個 人	均等割	県	1,500	1,500	1,500			
			市	3,000	3,000	3,000			
		所得割	県	標準税率	同左	同左			
	法 人	均 等 割	市						
			H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円						
			同左						
			同左						
	税 割	税 割		14.7 100	14.7 100	14.7 100			
			標準税率	12.3 100	12.3 100	12.3 100			
			標準税率	1.6 100	1.6 100	1.6 100			
固 定 資 産 税			標準税率	1.4 100	1.4 100				
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	1,200	1,200	1,200				
		90CC	1,400	1,400	1,400				
		125CC	1,900	1,900	1,900				
		ミニカー	3,000	3,000	3,000				
	軽 自 動 車	二 輪	2,800	2,800	2,800				
		三 輪	3,700	3,700	3,700				
		四輪貨物（自）	4,800	4,800	4,800				
		〃（営）	3,600	3,600	3,600				
	自 動 車	四輪乗用（自）	8,600	8,600	8,600				
		〃（営）	6,600	6,600	6,600				
		農 耕 作 業 用	1,900	1,900	1,900				
		小型特殊（その他）	5,600	5,600	5,600				
	二 輪 の 小 型	4,800	4,800	4,800					
市 た ば こ 税			従量割 3.298 1,000 〃 旧3級品 1.564 1,000	9月まで 3.298 10月から 4.618 従量割 1,000 従量割 1,000 〃 旧3級品 〃 旧3級品 2.190 1,000 1,000	従量割 4.618 1,000 〃 旧3級品 2.190 1,000				
都 市 計 画 税			0.1 100 制限税率 0.3 100	0.1 100 0.3 100	0.1 100 0.3 100				
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 標準税率 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150				

24	25	26	27
1,500 3,000	1,500 3,000	2,000 3,500	2,000 3,500
同左	同左	同左	同左
H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>9月30日</u> <u>14.7</u> <u>12.1</u> まで 100 100	<u>12.1</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>10月1日</u> <u>12.3</u> <u>9.7</u> 以降 100 100	<u>9.7</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100 27.4.1初年登録 3,900
4,000	4,000	4,000	4,000 27.4.1初年登録 5,000
3,000	3,000	3,000	3,000 27.4.1初年登録 3,800
7,200	7,200	7,200	7,200 27.4.1初年登録 10,800
5,500	5,500	5,500	5,500 27.4.1初年登録 6,900
1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 4.618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	3月まで 4.618 4月から 5.262 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 " 旧3級品 2,190 2,495 1,000 1,000	従量割 5.262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000	従量割 5.262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

税 目 \ 年 度				28				29			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000			
			市	3,500				3,500			
		所得割	県	標準税率				標準税率			
			市								
	法 人	均 等 割	H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				
			税 割	<u>12.1</u> 100				<u>12.1</u> 100			
	<u>9.7</u> 100				<u>9.7</u> 100						
	固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100				<u>1.6</u> 100			
				<u>1.4</u> 100				<u>1.4</u> 100			
軽 自動車 税	原 付	5 0 C C	2,000				2,000				
		9 0 C C	2,000				2,000				
		1 2 5 C C	2,400				2,400				
	付	ミ ニ カ ー	3,700				3,700				
		二 輪	3,600				3,600				
	自 動 車	三 輪	初年登録	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600		
			(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		四輪貨物(自)	初年登録	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000		
			(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800			
		四輪乗用(自)	初年登録	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500		
			(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
		四輪貨物(自)	初年登録	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900		
			(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		四輪乗用(自)	初年登録	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200		
			(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
		農 耕 作 業 用	2,400				2,400				
		小型特殊(その他)	5,900				5,900				
二 輪 の 小 型	6,000				6,000						
市 た ば こ 税			従量割	<u>5,262</u> 1,000		従量割	<u>5,262</u> 1,000				
			〃	旧3級品		〃	旧3級品				
				<u>2,925</u> 1,000			<u>3,355</u> 1,000				
都 市 計 画 税			<u>0.1</u> 100				<u>0.1</u> 100				
			<u>0.3</u> 100				<u>0.3</u> 100				
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
			1人1日につき 150				1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1) (2) (3)について
 (1) 初年登録が27年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が27年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1) (2) (3)について
 (1) 初年登録が28年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +20%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が28年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税 目				年 度				30				元			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000							
			市	3,500				3,500							
		所得割	県	標準税率				標準税率							
			市												
	法 人	均 等 割	H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から				H21. 3. 1以降に終了する 事業年度から								
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円								
	税 割	<u>12.1</u> 100				<u>12.1</u> 100				R元. 10. 1以降 に開始する事 業年度から				<u>8.4</u> 100	
		<u>9.7</u> 100				<u>9.7</u> 100				<u>6.0</u> 100					
		標準 税率				標準 税率									
	固 定 資 産 税			<u>1.6</u> 100				<u>1.6</u> 100				<u>1.4</u> 100			
			<u>1.4</u> 100				<u>1.4</u> 100								
軽 自動車 税	原 付	5 0 C C	2,000				2,000								
		9 0 C C	2,000				2,000								
		1 2 5 C C	2,400				2,400								
		ミ ニ カ ー	3,700				3,700								
	自 動 車	二 輪	3,600				3,600								
		初年登録	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600	27. 3. 31前 3,100	27. 4. 1後 3,900	13年超 4,600							
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000							
		初年登録	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000	27. 3. 31前 4,000	27. 4. 1後 5,000	13年超 6,000							
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800							
		初年登録	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500	27. 3. 31前 3,000	27. 4. 1後 3,800	13年超 4,500							
		" (営)	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900							
		初年登録	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900	27. 3. 31前 7,200	27. 4. 1後 10,800	13年超 12,900							
	自 動 車	四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100							
		初年登録	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200	27. 3. 31前 5,500	27. 4. 1後 6,900	13年超 8,200							
		" (営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200							
	農 耕 作 業 用		2,400				2,400								
	小型特殊(その他)		5,900				5,900								
	二 輪 の 小 型		6,000				6,000								
市 た ば こ 税			従量割	<u>5.262</u> (H30. 9. 1,000 30まで)	<u>5.692</u> (H30. 10. 1から)	従量割	<u>5.692</u> (H30. 10. 1から)	旧3級品について は、R元. 10. 1から 一般品と同額							
			" 旧 3 級 品	<u>4.000</u> (H30. 4. 1,000 1から)	<u>5.692</u> (R元. 10. 1から)										
都 市 計 画 税			制限 税率	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100									
			標準 税率	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100									
入 湯 税			標準 税率	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70		宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70		1人1日につき 150							

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が29年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が29年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が30年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が30年度中のガソリン車で乗用H32燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税に環境性能割が新設されたことに伴い、
 従来の軽自動車税が軽自動車税種別割と環境性能割に
 区分される。(R元. 10. 1～)

税 目				年 度		2			3		
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000			2,000				
			市	3,500			3,500				
		所得割	県	標準税率			標準税率				
			市								
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から								
			1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円								
	税 割	8.4 100									
		6.0 100									
	固 定 資 産 税	標準税率	1.6 100								
			1.4 100								
軽 自 動 車 税 (種別割)	原 付	50CC	2,000								
		90CC	2,000								
		125CC	2,400								
	ミニカー	3,700									
		二 輪	3,600								
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600			
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
	四輪貨物(自)	初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000			
		(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800	(1) 1,300	(2) 2,500	(3) 3,800				
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500			
		" (営)	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900	(1) 1,000	(2) 1,900	(3) 2,900			
	自 動 車	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900			
		四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100	(1) 2,700	(2) 5,400	(3) 8,100			
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
		" (営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
	農 耕 作 業 用		2,400			2,400					
	小型特殊(その他)		5,900			5,900					
二 輪 の 小 型		6,000			6,000						
軽自動車税(環境性能割)				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%) ※R3.3.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減			
市 た ば こ 税				R2.10.1～ 従量割 5,692 6,122 1,000 1,000				R3.10.1～ 従量割 6,122 6,552 1,000 1,000			
都 市 計 画 税				0.1 100				0.1 100			
				制限 0.3 税率 100				0.3 100			
入 湯 税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70			
				1人1日につき 150				1人1日につき 150			

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録が元年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録が元年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録がR2年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR2年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 +30%達成、貨物H27燃費基準+35%達成
 (3) 初年登録がR2年度中のガソリン車で乗用R2燃費基準
 達成+10%達成、貨物H27燃費基準+15%達成

税 目 \ 年 度				4				5			
市 民 税	個 人	均等割	県	2,000				2,000			
			市	3,500				3,500			
		所得割	県	標準税率				標準税率			
			市								
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円				
			税 割	$\frac{8.4}{100}$				$\frac{8.4}{100}$			
	標準税率	$\frac{6.0}{100}$				$\frac{6.0}{100}$					
	固 定 資 産 税			$\frac{1.6}{100}$				$\frac{1.6}{100}$			
				$\frac{1.4}{100}$				$\frac{1.4}{100}$			
	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原 付	50CC	2,000				2,000			
90CC			2,000				2,000				
125CC			2,400				2,400				
付		ミニカー	3,700				3,700				
軽 自		二 輪	3,600				3,600				
		初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600			
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000			
		初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000			
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外			
		初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500			
		" (営)	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外			
		初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900			
		四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外			
		初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200			
		" (営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200			
		農 耕 作 業 用	2,400				2,400				
小型特殊(その他)		5,900				5,900					
二 輪 の 小 型	6,000				6,000						
軽自動車税(環境性能割)			【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%) ※R3.12.31までに取得した自家用乗用車は、税率が1%軽減				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%)				
市 た ば こ 税			従量割 $\frac{6,552}{1,000}$				従量割 $\frac{6,552}{1,000}$				
都 市 計 画 税			$\frac{0.1}{100}$				$\frac{0.1}{100}$				
			制限税率 $\frac{0.3}{100}$				制限税率 $\frac{0.3}{100}$				
入 湯 税			宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				
			1人1日につき 150				1人1日につき 150				

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録がR3年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR3年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
 (3) 初年登録がR3年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について
 (1) 初年登録がR4年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
 (3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

税 目 \ 年 度				6				7										
市 民 税	個 人	均等割	国	1,000				1,000										
			県	1,500				1,500										
			市	3,000				3,000										
		所得割	標準税率				標準税率											
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から								H21.3.1以降に終了する 事業年度から							
			1号 50千円 6号 480千円				1号 50千円 6号 480千円				2号 144千円 7号 492千円							
			2号 144千円 7号 492千円				3号 156千円 8号2,100千円				2号 144千円 7号 492千円							
			3号 156千円 8号2,100千円				4号 180千円 9号3,600千円				3号 156千円 8号2,100千円							
			4号 180千円 9号3,600千円				5号 192千円				4号 180千円 9号3,600千円							
		5号 192千円								5号 192千円								
税 割		$\frac{8.4}{100}$				$\frac{8.4}{100}$												
	標準税率	$\frac{6.0}{100}$				$\frac{6.0}{100}$												
固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$				$\frac{1.6}{100}$										
				$\frac{1.4}{100}$				$\frac{1.4}{100}$										
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原 付	50CC	2,000				2,000											
		125CC※	2,000				2,000											
		90CC	2,000				2,000											
		125CC	2,400				2,400											
		ミニカー	3,700				3,700											
	軽 自 動 車	二 輪	3,600				3,600											
		〔初年登録〕	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600										
		三 輪	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000	(1) 1,000	(2) 2,000	(3) 3,000										
		〔初年登録〕	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000										
		四輪貨物(自)	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,300	(2) 対象外	(3) 対象外										
		〔初年登録〕	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500										
		〃 (営)	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 1,000	(2) 対象外	(3) 対象外										
		〔初年登録〕	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900										
		四輪乗用(自)	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外	(1) 2,700	(2) 対象外	(3) 対象外										
		〔初年登録〕	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200										
		〃 (営)	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200	(1) 1,800	(2) 3,500	(3) 5,200										
		農 耕 作 業 用	2,400				2,400											
		小型特殊(その他)	5,900				5,900											
		二 輪 の 小 型	6,000				6,000											
		軽自動車税(環境性能割)				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%)				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%)								
市 た ば こ 税				従量割 $\frac{6.552}{1,000}$				従量割 $\frac{6.552}{1,000}$										
都 市 計 画 税				$\frac{0.1}{100}$				$\frac{0.1}{100}$										
				制限税率 $\frac{0.3}{100}$				制限税率 $\frac{0.3}{100}$										
入 湯 税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70										
				1人1日につき 150				1人1日につき 150										

※個人市民税について森林環境税(国税)が導入
※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について

- (1) 初年登録がR5年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR5年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
(3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)(3)について

- (1) 初年登録がR6年度中の電気・天然ガス自動車
(2) 初年登録がR6年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準90%達成(乗用(営業用)のみ)
(3) 初年登録がR4年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
+R12燃費基準70%達成(乗用(営業用)のみ)

※原付(総排気量125CC以下かつ最高出力4.0kw以下)追加

税 目				年 度				8			
市	個 人	均等割	国	1,000							
			県	1,500							
			市	3,000							
		所得割	県	標準税率							
			市								
	法 人	均 等 割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号2,100千円 4号 180千円 9号3,600千円 5号 192千円								
税 人	税 割	$\frac{8.4}{100}$									
		$\frac{6.0}{100}$									
		標準税率									
固 定 資 産 税				$\frac{1.6}{100}$							
				$\frac{1.4}{100}$							
軽自動車税	原 付	50CC	2,000								
		125CC※	2,000								
		90CC	2,000								
		125CC	2,400								
		ミニカー	3,700								
	軽 自	二 輪	3,600								
		三 輪	初年登録	27.3.31前 3,100	27.4.1後 3,900	13年超 4,600					
				(1) 1,000	(2) 2,000						
		四輪貨物（自）	初年登録	27.3.31前 4,000	27.4.1後 5,000	13年超 6,000					
				(1) 1,300	(2) 対象外						
		四輪乗用（自）	初年登録	27.3.31前 3,000	27.4.1後 3,800	13年超 4,500					
				(1) 1,000	(2) 対象外						
		四輪乗用（自）	初年登録	27.3.31前 7,200	27.4.1後 10,800	13年超 12,900					
				(1) 2,700	(2) 対象外						
		四輪乗用（自）	初年登録	27.3.31前 5,500	27.4.1後 6,900	13年超 8,200					
				(1) 1,800	(2) 3,500						
		農 耕 作 業 用	2,400								
			小型特殊(その他)	5,900							
			二 輪 の 小 型	6,000							
		軽自動車税(環境性能割) ※令和8年3月31日をもって廃止				【新車の場合】 取得価格×環境性能割の税率(0～2%) 【中古車の場合】 課税標準基準額×残価率×環境性能割の税率(0～2%)					
市 た ば こ 税				従量割 $\frac{6.552}{1,000}$							
都 市 計 画 税				$\frac{0.1}{100}$							
				制限税率	$\frac{0.3}{100}$						
入 湯 税				宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70							
				1人1日につき 150							

※軽自動車税三輪以上の税率(1)(2)について

- (1) 初年登録がR7年度中の電気・天然ガス自動車
 (2) 初年登録がR7年度中のガソリン車でR2燃費基準達成
 +R12燃費基準90%達成（乗用（営業用）のみ）

※原付（総排気量125CC以下かつ最高出力4.0kw以下）追加

○市民税、個人所得割の税率表

3年度～6年度		7年度～8年度		9年度～10年度		11年度～18年度		19年度～	
区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率	区 分	税 率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一 律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

53年度～57年度			58年度			59年度～5年度			6年度～19年度		
区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率	区 分		税 率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号) 50億円超	50人超	1,200	(1号) 50億円超	50人超	3,000	(1号) 50億円超	50人超	3,000
(2号) 10億円超 ～50億円以下	100人超	400	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(3号) 10億円超	100人以下	80	(3号) 10億円超	50人以下	160	(3号) 10億円超	50人以下	400	(3号) 10億円超	50人以下	410
1億円超 ～10億円以下	100人超		1億円超 ～10億円以下	50人超		1億円超 ～10億円以下	50人超		(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400
(4号) 1億円超 ～10億円以下	100人以下	24	(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	60	(4号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	150	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160
1千万円超 ～1億円以下	—		1千万円超 ～1億円以下	50人超		1千万円超 ～1億円以下	50人超		(6号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150
(5号) 前各号以外	—	8	(5号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	48	(5号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	120	(7号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130
			1千万円以下	50人以下		1千万円以下	50人超		(8号) 1千万円以下	50人超	120
			(6号) 前各号以外	—	16	(6号) 前各号以外	—	40	(9号) 前各号以外	—	50

20年度			21年度～		
区 分		税 率	区 分		税 率
資本金等の金額	従業員数	千円	資本金等の金額	従業員数	千円
(1号) 次の各号以外	—	50	(1号) 次の各号以外	—	50
(2号) 1千万円以下	50人超	120	(2号) 1千万円以下	50人超	144
(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(7号) 10億円超	50人以下	410	(7号) 10億円超	50人以下	492
(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(9号) 50億円超	50人超	3,000	(9号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税 務 機 構 一 覧

課 名	担当名	課 長	副 課 長	主 査	指 導 主 任	職 員	再 任 用	計	事 務 分 掌
税 務 課	市 民 税	1	1	2		7	1		1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関する事 2. 固定資産の評価に関する事 3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事 4. 市税に係る諸証明に関する事
	諸 税			1		2	2		
	土 地			1		4			
	家 屋			1	2	4	0		
	家屋・償却			1		1	1		
	計	1	1	5	2	18	4	31	
納 税 課	徴収第一	1	1	1		4	2		1. 市税及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関する事 2. 市税及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事 3. 市税及び後期高齢者医療保険料の納入の督促に関する事 4. 市税及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及びその執行停止に関する事 5. 市税及び後期高齢者医療保険料の不納欠損処分に関する事 6. 徴収の囑託及び受託に関する事
	徴収第二			1		5	1		
	整 理			1		2			
	収納管理			1		2			
	計	1	1	3		13	3	21	
総 計		2	2	8	2	31	7	52	

基準日 令和8年8月1日

主査欄 は副課長兼務を表す

市 民 部	市 民 生 活 課
	市 民 課
	保 険 年 金 課
	税 務 課
	納 税 課